

## 第13回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	10
○認定第4号及び報告第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
○会議時間の延長	28
○議案第267号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	29
○議案第268号の上程、説明、質疑、意見、採決	30
○議案第269号の上程、説明、質疑、委員会付託	31
○議案第270号の上程、説明、質疑、委員会付託	34
○議案第271号の上程、説明、質疑、委員会付託	36
○議案第272号の上程、説明、質疑、委員会付託	38
○議案第273号の上程、説明、質疑、委員会付託	40
○議案第274号の上程、説明、質疑、委員会付託	42
○議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決	45

○議案第 277号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○請願・陳情について	48
○散会の宣告	48

## 第 2 号 (9月3日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	49
○開議の宣告	50
○一般質問	50
長 田 守 弘 君	50
畑 幸 一 君	60
古 川 文 雄 君	66
円 谷 寛 君	73
○休会について	90
○散会の宣告	90

## 第 3 号 (9月9日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
○事務局職員出席者	91
○開議の宣告	92
○議会運営委員長報告	92
○議事日程の報告	92
○議案第 274号の訂正の件について	92
○散会の宣告	93

#### 第 4 号 (9月12日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 6
○出席議員	9 6
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○決算審査特別委員長報告（認定第4号について）及び報告に対する質疑、討論、採決	9 7
○産業厚生常任委員長報告（議案第269号～議案第274号について）及び報告に対する質疑、討論、採決	9 9
○議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第279号及び議案第280号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第281号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第282号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第283号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第284号及び議案第285号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 1 3
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 1 4
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 1 5
○追加日程の報告	1 1 5
○意見書案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○閉議の宣告	1 1 8
○町長挨拶	1 1 8
○閉会の宣告	1 1 8
○署名議員	1 1 9

鏡石町告示第62号

第13回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月28日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成26年9月2日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

## 平成26年第13回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成26年9月2日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第 57号 平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について
- 日程第14 議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第15 議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第16 議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について
- 日程第17 議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第18 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤	栄作君	副町長	小貫	忠男君
教育長	高原	孝一郎君	総務課長	柳沼	英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊	正男君	健康福祉課長	小貫	秀明君
産業課長	小貫	正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷	信行君
参事兼 上下水道課長	高原	芳昭君	教育課長	関根	邦夫君
会計管理者 兼室長	長谷川	静男君	農業委員会 事務局局長	車田	光男君
原子力災害 対策室長心得	菊地	勝弘君	農業委員会 会長	菊地	榮助君
教育委員会 委員長	塩田	重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊	俊廣君
監査委員	根本	次男君			

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田	賢司	主幹	岡部	フミ子
-------------	----	----	----	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから第13回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。  
3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。  
会期の予定についてご報告申し上げます。

第13回鏡石町議会定例会会期予定表、平成26年9月2日火曜日招集。日時、日、曜、会議内容の順で申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には第13回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともお忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から3年6カ月が過ぎようとしています。復旧事業もほぼ完了に近づいております。今後も復旧・復興に力を入れ、町民の皆様の平穏な生活が取り戻せるよう努力してまいりたいと考えております。

また、先月8月は低気圧の影響によりまして、全国で大雨による浸水や土砂崩れが多数発生し大きな被害となりました。幸い本町においては被害の発生はありませんでしたが、改めて近年の異常気象には注意を怠ってはならないと感じております。

今定例会につきましては、各会計の決算認定のほか、単行議案、各会計補正予算合わせまして21件を提案するものであります。何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろし

くお願いします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり項目ごとにまとめて報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

1、検査の対象、平成26年5月分、平成26年6月分、平成26年7月分、以上それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について現金、預金等の出納保管状況の検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成26年5月分につきましては、平成26年6月24日火曜日午前10時から正午まで、平成26年6月分につきましては、平成26年7月25日金曜日午前10時から正午まで、平成26年7月分につきましては、平成26年8月25日月曜日午前10時から正午まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成26年5月分、平成26年6月分、平成26年7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告をいたします。

平成26年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会。

議事日程第1号、平成26年7月2日水曜日午前10時開議。

第1、会期の決定、本日1日限りであります。第2、会議録署名議員の指名、13番と14番議員となっております。第3、議案第8号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第4、議案第9号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。第5、議案第10号 災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-A型）購入契約締結について。第6、報告第1号 平成25年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

なお、議案第8号から議案第10号までは満場一致で可決されております。

なお、詳しくは配付になっておりますお手元の冊子をごらんいただきたく、お願いを申し上げ報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 1番議員の円谷ですが、公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます。

日にちは、平成26年6月30日に午後2時から開会をいたしました。

議事日程については、所期のとおりでございますので省略をさせていただきます。

報告第1号は、平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについてということで、平成25年度公立岩瀬病院企業団事業会計予算のうち、建設改良費の一部について翌年度に繰越して使用することとしたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するというので、今行われてきました公立岩瀬病院の建設改良事業について、25年度の予算にありましたこのお手元の資料のとおり予算について、繰越しをして、翌年度繰越して使用したということでございます。

1は、1款資本的支出、2項建設改良費、事業名は外構整備事業ということで予算計上額9,860万円についての内訳でございますが、翌年度に9,492万5,000円を繰越したということでございます。

もう一つは、議案第4号で公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例ということで、今回診療科目の充実ということで整形外科自由診療等として初診料4,320円、再診料1,080円、マチワイヤー処置という爪の治療について新しく加えたということで、表記のような内容で各科目において新しくその料金を設定したということで、これも議案のとおり可決をされておりますので報告いたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） おはようございます。それでは報告します。

平成26年9月2日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会議員、長田守弘。

行政視察調査報告書。

平成26年6月25日水曜日から28日土曜日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告します。

記。

1、調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査することにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること並びに議員の識見を高めることを目的として実施した。

2、調査自治体等、(1) 宮崎県都城市、(2) 宮崎県高鍋町、(3) 熊本県氷川町。

3、調査項目、(1) 地場産業振興について、(2) 商業活性化について、(3) 屋内多目的広場とスポーツ合宿補助金について、(4) 農産物6次化産業化とアンテナショップについて。

4、参加者、議員12名、議会事務局長1名、合計13名です。

5、調査の目的。

[「それ省略だよ」の声あり]

#### ○4番(長田守弘君) 省略させていただきます。

まとめに入ります。

都城市では地場産業が地域の特性をよく表している。特に大島紬や大弓、木刀などは伝統工芸品として情報PRのインパクトは強く、地域イメージを高める大きな要素であると考えられる。

また、都城圏域地場産業振興センターについては、道の駅を併設する一般財団法人として運営しており、貸館と道の駅を収益事業の中心として新商品の開発、販路需要の開拓、後継者育成事業などを行っている。一般財団法人としての運営については管理運営のほか全てがいわゆる自前となっているため、経営的には厳しい一面があるようだが、地場産業を総合的に継承発展する意義ある事業が展開されていると感じた。

高鍋町では商業活性化・商店街活性化が「町を元気にする、まちづくり」になると、4つの商店街と65事業所が加盟する「高鍋町まちなか商業活性化協議会」が進める3つのプロジェクト、すなわち、のれん、あかり、町屋プロジェクトを研修した。30代の若い後継者らが汗を流して商業活性化、そしてまちづくりに取り組むパワーには感動すら覚える爽やかさがあった。

また、スポーツ合宿補助金と屋内多目的運動場運営事業については、当町でも鳥見山陸上競技場や多目的広場などを活用した事業として一考できるのではないかと考える。

次に、氷川町では地元農産物の直売所と加工販売、その具体的場所としての「道の駅竜北」とアンテナショップ「氷川のしずく」などを研修したが、特産品の中でも晩白柚の加工品にはその希少価値とも相まって人気が高いようであった。農産物加工については、簡単なものは農家が各自行うものであり、作業所設置のための補助金制度も整備されている。こうした自分たちでできるものから、大手製造会社や大手販売ルートへつながる仕組みづくりが、行政や農産物6次化関連団体に求められているものではないかと感じた。

以上、商工業振興・農産物6次化等の調査研修を行ったが、地域資源をいかに有効活用し、具現化される製品や施設をどのように情報発信するかという、一連のまちづくり戦略の重要性を強く感じた。これからの鏡石の町づくりと議会が果たす役割について、大いに参考となるものであり、今回の成果を念頭に置きながら、諸般事業及び活動に取り組んでいきたい。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私たちの想定を超える被害をもたらしました東日本大震災から間もなく3年6カ月が経過しようとしております。災害から一日も早い安全・安心な生活を取り戻すため、これまで土木災害復旧工事を初めとして、農地災害復旧、公共施設等の修繕、そして被災者支援事業などに全力で取り組んでまいりましたが、ようやく今年度でほぼ終了する目途がついたところではありますが、原子力災害対策事業については今後も国の動向を見守りながら、全力で取り組まなければならないと考えております。

先月18日、J A全農から、東京電力福島第一原子力発電事故後途絶えていた福島県産米の海外輸出を再開すると発表がされました。輸出されたのは須賀川産コシヒカリで300キロとわずかではありますが、県産農産物がいまだ多くの国で輸入停止となっていることから、今回の輸出開始が他国の規制緩和につながればと期待をしております。

また、東京電力福島第一原発事故に伴う除染で発生した汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設の建設をめぐる、政府から交付金の額が提示されました。汚染土壌の行く先がはっきりしない中での除染を進めなければならない各自治体においても、早急な建設が求められているところでもあり、受け入れる立場となる大熊、双葉両町とも最終判断になると見られますが、一刻も早い福島県の復興となることを願うものであります。

近年の異常気象により、観測数値を毎年更新している状況にありますが、今年は7月上旬から8月中旬にかけ、台風8号及び11号、梅雨前線の影響により、西日本を中心として全国で大雨や土砂災害など記録的な災害が発生しました。さらに、梅雨明け後も低気圧の影響か

らの集中豪雨による京都府福知山市の浸水被害や、広島市の土砂災害では多くの避難者と犠牲者が発生する事態となりました。被害に遭われたご遺族や関係者の皆様には、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

7月には、世界の長寿国である我が国の平均寿命が男女とも過去最高を更新したと厚生労働省から公表され、男性は80.21歳と初めて80歳を超え、女性は86.61歳と長寿世界一へと返り咲きました。国別の平均寿命の中では世界でトップクラスを維持しており、現在の医療技術の進歩によっては、男女とも寿命はまだ延びる可能性があると考えられています。今月、鏡石町敬老会が予定されておりますが、平均寿命とともに健康寿命も延ばしていきたいと考えております。

町における6月議会以降の主な出来事では、第11回鏡石あやめ祭りが6月21・22日の2日間、あいにく雨となりましたが町内外から多くの来場者でにぎわいを見ることができました。

3年目となりました「田んぼアート」事業については、5月に田植えを実施した後、6月19日にオープニングセレモニーが行われ、図書館4階からの一般観覧を開始したところです。8月末現在で昨年よりも1週間早く、1万人を超える観覧者が町内外から訪れており、田んぼカフェによるおもてなしや特産品のPRなどが盛況に実施されています。今年はテレビ番組のゴールデンタイムで取り組みの様子が県内全域に流れたことから、「田んぼアート」イコール鏡石町と認知がされたのではないかと考えております。

平成23年に発生した台風15号の被害により利用を休止しておりました「ふれあいの森公園」が管理棟の新築と子ども元気復活交付金を活用したアスレチック遊具、人工芝滑り台の更新事業が完了したことから、7月3日にリニューアルオープン記念式典を開催しました。おかげをもちましてオープン以来、8月末で約3,000人の皆様にご来場いただき、遊具で遊ぶ子供たちの歓声が公園内にあふれております。震災以後、外で遊ぶ機会が薄れた子供たちの運動の機会を確保し、元気に遊べる公園の安全管理に努めていきたいと思っております。

子供たちの夏休み期間中には、小学校水泳交歓会を初めとして、元気カップ東日本大会、子供会対抗親善球技大会、アドベンチャークラブの尾瀬探勝、牧場の朝少年サッカー交流大会など、暑さに負けず子供たちの元気な活躍が見られました。その中で第3回東日本小学生陸上交流大会が北海道函館市で開催され、第一小学校6年、小森祐幸君が80メートルハードル競技において、12秒2の好記録で優勝するという快挙が達成されました。今後の活躍が期待されるところであります。

また、本年度から基礎学力向上を図ることを目的に、中学3年生を対象とした土曜学習会が、元中学校教師を講師に迎え学校応援団のサポートを得ながら開始されました。夏休み終了後も土曜日を活用し、2月末まで開催されることとなり、生徒たちの学習意欲と学力向上

につながられればと思うところであります。

鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りは、実行委員会主催により10月4日土曜日の開催が決定し、商工会や関係団体等と準備を進めているところであります。本町の復興のシンボルとして、今後も県内外にアピールしてまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業については、補助事業はほぼ完了し、単独事業として現在8件が施工中であります。今後さらに21件の補正予算を計上し、今年度中には全て完了する見込みとなっております。

農業施設災害復旧事業につきましては、前年度からの繰越事業としての補助対象分については全ての工事が完了しましたが、単独事業については5件が未完了となっておりますので、秋の稲刈り以降に工事を再開し完了を予定しております。

教育委員会所管では、震災復興のシンボル事業として進めておりました第一小学校校舎改築工事が1月末に竣工し、校庭整備も完了の見通しとなりましたことから、第一小学校総合落成式典を11月8日土曜日に開催を予定しております。

復興交付金事業として整備する災害公営住宅建設事業につきましては、杭地業基礎工事が完了し、現在は躯体工事を進めており、進捗率は40%となっております。

災害公営住宅整備関連事業として、第一小学校敷地内に建設しております「児童ふれあい交流館」については、10月の開設に向け工程監理とともに、今定例会に設置等の条例案を提出させていただいたところであります。

次に、原発事故対策としての一般住宅の除染事業についてですが、繰越事業で発注しておりました岡ノ内地区の除染業務については、宅内空間線量モニタリングの結果に基づき、除去等の作業を行ってまいります。さらに、同地区内の道路側溝の除染や鏡田区内国道4号線から西側の住宅除染についても発注の準備を進めているところです。

公共施設の除染につきましては、前年度からの繰越事業となっていた都市公園、児童公園そして鏡石中学校の除染業務については終了いたしました。

次に、仮置場の状況につきましては、供用開始済みの仁井田地区の仮置場については除染土壌の搬入及び保管を継続的に行っており、引き続き安全管理に努めてまいります。設置工事中でありました久来石地区の仮置場につきましては先月末に完了し、鏡田地区の仮置場につきましても今月末の完成を目指して工事を進めているところです。

高久田地区については測量・設計等の委託業務が完了しましたので、設置工事の発注に向けた準備を進めております。

笠石地区の仮置場については、放射線量等の状況を把握し、設置場所や規模について引き続き検討してまいります。

農作物の放射能汚染検査については、昨年に引き続き検査機関に持ち込み、実施しておりますが、全て検出限界以下の結果となっております。なお、今年の稲作の生育状況は天候にも恵まれ順調に推移しており、実りある収穫期が迎えられることを願いながら今後も町内農産物の安心・安全をPRしてまいります。

一方、自家用野菜等の放射能簡易測定検査では、ほとんどが不検出または基準値以下であり、学校給食食材放射能測定事業につきましても、基準値を超える食材は検出されておられません。今後も引き続き、安心・安全な食品、食材の確保に努めてまいります。

本年度で2回目となる健康影響に対する不安解消と実態把握のため、バッジ式線量計を小学生の子供さんを対象に個別配布し、9月中旬から12月中旬までの向こう3カ月間、線量調査を実施していくこととしております。

次に、第5次総合計画につきましては「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」をまちの将来像として、未来像の実現に向けては、町民相互の「絆」、すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す、「復興と進化」を基本理念に5つの行政分野別目標を掲げ、まちづくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として行財政の改革と、進捗管理における町税の賦課状況につきましては、4月の軽自動車税から5月の固定資産税、6月の町県民税、7月の国民健康保険税、そして8月の後期高齢者医療保険料の納税通知書及び納付通知書の発送を行い、税額及び保険料を確定したところです。7月末の現年度分における調定額につきましては、町税全体で13億8,984万6,000円と前年度同期に比べ、139万1,000円の増となっております。

なお、国民健康保険税につきましては、3億6,765万4,000円と前年同期に比べ2,126万円の減となっている状況です。今後は、現年度課税分を中心に徴収に努め、収納率の向上を図ってまいります。

また、固定資産税につきましては、来年度が評価替えの年度にあることから事前の評価替調査業務に取り組んでおり、課税の公平・公正性に努め、適正な賦課に努めてまいります。

国が進めている社会保障・税番号制度につきましては、国の制度導入におけるロードマップが計画通りに進んでいない状況の中、関連予算を当初予算で計上しておりますが、新たに予算計上の指示がありましたので、今定例会に関連予算を計上いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、小・中学校における教育の充実を目的に、今年度幼稚園、小・中学校緊急環境改善事業とし

て、全教室にエアコンの設置を計画しておりましたが、鏡石幼稚園については夏休み期間中に工事が完了いたしました。第二小学校と鏡石中学校については施設規模も大きいことから、準備が整い次第、事業に着手する予定となっております。

また、中学校は耐震補強と大規模改修工事も含めて、今後設計業務を進める予定となっております。

今年度から小学校と中学校で実施する土曜授業については、既に第一小学校で2回、第二小学校と中学校で1回実施され、フリー参観のため家族連れや祖父母らが訪れて子供たちの授業を見守る様子が見られています。これらは開かれた学校づくりの推進や、教科時数のゆとりと個に応じた授業展開、児童・生徒と向き合う時間の確保などの助けになればと期待をしているところです。

また、昨年度から実施しております中学生の英語体験学習事業につきましては、9月5日に1年生全員を天栄村内のブリティッシュヒルズを利用し、異文化と語学体験として実施を予定しております。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興については、生涯学習文化協会との共催事業として、いきいき学級、ジョイフルライフ講座、アドベンチャークラブ、おとなの講座「男性専科」で、それぞれ子供から高齢者まで生きがいに満ちた活動を楽しんでいます。

10月6日開催予定の文化講演会には、日本初の親子同時エベレスト登頂とソチ五輪の実況で話題となったプロスキーヤー、三浦豪太氏を招き講演をいただくことになりました。

次に、町民の健康づくり支援については、健康増進事業として認知症や寝たきりにならず、健康寿命を延ばし活動的な85歳を目指して、生活習慣病の予防事業に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業を進めております。

今年の総合検診については、8月28日から9月8日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施しておりますが、医療機関での個別検診についても9月1日から開始し、より多くの方が受診しやすい環境づくりに努めております。

健康づくり事業の一つとして「ラジオ体操、みんなの体操」を多年代の町民が室内外で気軽に組み入れる運動として積極的に普及し、被災後の健康の保持増進と地域交流の推進を図るため、町総合スポーツクラブ等と共催連携しながら、被災者健康支援体制整備事業として取り組んでおりますが、去る8月2日、鳥見山公園で開催された「ラジオ体操のつどい」では、爽やかな朝日の中、約500人の参加がありました。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置としての臨時福祉給付金支給事業の申請受付を7月17日から開始しました。8月末現在、489世帯に1,244万円を給付しております。同じく、消費税率引き上げに伴う子育て世帯臨時給

付金支給事業につきましても、7月22日から申請受付を開始し、8月末現在、287人に対し4,890万円を給付いたしました。

高齢者福祉の充実としては、在宅福祉事業や生きがいづくり事業を計画的に実施するとともに、要介護者が持つ心身の能力を活かし自立した生活を送れるよう、保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に提供されるよう努めております。

また、今年13日には鳥見山体育館において75歳以上、1,583名の方々をお招きし、恒例の敬老会で長寿をお祝いすることになっております。

障がい者福祉の充実においては、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費等として8月末現在、5,595万9,000円を給付しました。

また、近年の情勢を勘案した障がい者施策を推進するため、平成27年度から平成29年度までの3カ年を期間とする「第4期障がい福祉計画」については、アンケート調査を実施しながら策定してまいります。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」における、町のブランド・イメージアップ事業として、7月に鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会が開催され、キャラクター創造の方針や作成スケジュールなどを決定し、デザイン公募を開始したところでもあります。応募状況につきましては、町内はもとより北海道から沖縄県まで全国各地から多数の応募がありますので、今後キャラクターデザインの決定に向けて実行委員会で検討を進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましても、鏡石駅東第1土地区画整理事業については、鏡石中学校南側の宅地造成工事約1万5,000平米はおおむね8割が完了したところであり、造成にあわせて区画道路築造工事の発注事務を進めております。

社会資本整備総合交付金事業の前山線（東北ニプロ前）の工事はほぼ完了しておりますが、国道4号線取りつけの一部区間を除き、暫定供用しております。鏡田499号線道路改良工事については、今年度計画した延長240メートルについて工事に着手いたしました。

また、久来石・行方・蓮池西線については、秋の稲刈り以降の工事に向け、発注事務を進めてまいります。

既存住宅の耐震診断をするための住宅建築物安全ストック形成事業については、補助金交付要綱に基づき申請及び協議を進めておりますが、現在3件の申請があり事務を進めております。

県営ため池等整備事業として梨池下地区用排水施設整備につきましても、県営土地改良事業計画に伴う公告等の事務作業中で、今年度から県営事業として平成31年度までの6年間で

事業を推進してまいります。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業における繰越事業の南高久田ポンプ場施設造成工事については、完了に向けて鋭意整備中であり、終了次第機械電気計装工事の発注を予定しております。鹿島、東鹿島、南高久田水源地機械電気計装関係工事についても順次発注に向けた準備を進めているところであり、耐震管への移行事業である石綿セメント管更新事業についても整備を進め、不時沼地内の舗装本復旧と更新管布設工事を着工したところです。

下水道の整備としての公共下水道整備事業では、駅東第1土地区画整理事業地区に係る整備設計が完了し、関係機関と工事の工程等の調整を図っているところです。

次に、適切なごみ処理とリサイクルとして、生活系一般廃棄物の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等の収集については、今年度7月までの実績としてはそれぞれ可燃ごみ1,183トン、前年同期対比102%、不燃ごみ33トンで同じく99.1%、資源ごみ84トンで100.1%となっております。

省エネ・省資源のまちづくりとして再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、防災拠点施設に太陽光発電パネルや蓄電池設備を導入する再生可能エネルギー導入防災拠点支援事業では、過日の第9回鏡石町議会臨時会において役場庁舎設置における議決をいただき、契約をいたしました。現在、公民館についても早期発注に向け準備を進めております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか特別会計9会計並びに上水道事業会計の11会計について、決算の認定をお願いするものであります。

報告第57号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の高原孝一郎氏が9月30日付けで任期満了となりますことから、再任をお願いしたく提案するものであります。

議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の常松誠氏、添田敏夫氏の任期満了に伴い、後任として成田在住の吉田悦郎氏、笠石原町在住の関根英司氏兩名を新委員として提案するものであります。

議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定、議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定、議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての4議案につきましては、平成27年4月1日施行となる子ども・子育て支援法のスタートに向けた新制度における施設・設備・運営に関する基準を定めるための条

例の制定であります。

議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定については、今月末の工事完了に基づき条例を制定するものであり、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定につきましては、新たに条例を制定するものであります。

議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結並びに議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結につきましては、地方自治法に基づき、議会の議決に付すべき契約について変更が必要となることから、議決をお願いするものであります。

議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金について、地方公営企業法の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として普通交付税6,592万6,000円、震災復興特別交付税8,166万6,000円、定住等緊急支援交付金4,762万円、平成25年度繰越金1億3,405万9,000円の増額、財政調整基金繰入金1億518万9,000円、東日本大震災復興交付金基金繰入金3,917万円の減額であります。

主な歳出については、財政調整基金積立金6,800万円、成田地区ほ場整備地区内農道整備工事費2,706万3,000円、道路改良工事費1,348万7,000円、災害公営住宅建設工事費1,891万9,000円、小学校校庭遊具更新事業費2,000万円、社会体育施設等整備工事費9,200万円、公共土木災害復旧工事費4,893万円の増額など、総計で4億2,136万5,000円の増額補正予算であります。

議案第279号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第281号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と社会保障税番号制度に係るシステム改修費の増額補正で、議案第282号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第284号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理のための補正予算であります。

議案第285号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と予算組み替えのための補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎認定第4号及び報告第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定に

ついて及び日程第6、報告第57号 平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成25年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせた11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開き願います。

別冊決算書1、2ページが10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計でございますが、歳入が82億707万4,000円、歳出が77億5,012万5,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が4億5,694万9,000円。

次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億6,405万9,000円。

次に、25年度実質収支から24年度の実質収支を差し引いた単年度の収支が、2億2,473万円のマイナスとなっております。

次に、2番、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が15億1,298万8,000円、歳出が14億7,467万6,000円、形式収支並びに実質収支が3,831万2,000円、単年度収支が619万9,000円のマイナスとなっております。

次に、3番、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が9,161万円、歳出が9,132万5,000円、形式収支並びに実質収支が28万5,000円、単年度収支が63万4,000円のマイナスとなっております。

次に、4番、介護保険特別会計でございますが、歳入が7億8,211万8,000円、歳出が7億6,368万5,000円、形式収支並びに実質収支が1,843万3,000円、単年度収支が649万7,000円の黒字となっております。

次に、5番、土地取得事業特別会計、歳入が2,000万9,000円、歳出が2,000万円、形式収支並びに実質収支が9,000円、単年度収支が5,000円のプラスとなっております。

次に、6番、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が1億1,218万1,000円、歳出が1億1,093万6,000円、形式収支並びに実質収支が124万5,000円、単年度収支が103万3,000円のマイナスとなっております。

次に、7番、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計、歳入が1億5,673万1,000円、歳出が1億5,563万8,000円、形式収支並びに実質収支が109万3,000円、単年度収支が28万6,000円のマイナスとなっております。

次に、8番、育英資金貸付費特別会計、歳入が979万1,000円、歳出が978万8,000円、形式収支並びに実質収支が3,000円、単年度収支が2,000円のプラスとなっております。

次に、9番、公共下水道事業特別会計、歳入が10億3,320万6,000円、歳出が9億7,728万7,000円、形式収支が5,591万9,000円、実質収支が5,465万8,000円、単年度収支につきましては5,325万3,000円のプラスとなっております。

次に、10番、農業集落排水事業特別会計、歳入が9,725万1,000円、歳出が9,662万5,000円、形式収支並びに実質収支が62万6,000円、単年度収支が20万5,000円のプラスとなっております。

以上の10会計の合計が、歳入が120億2,295万9,000円、歳出が114億5,008万5,000円、形式収支が5億7,287万4,000円、実質収支が2億7,872万3,000円、単年度収支につきましては1億7,292万円のマイナスとなったところでございます。

次に、上水道事業特別会計についてご説明を申し上げます。

もう一冊の別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

1ページの方が鏡石町上水道事業報告書で、1の概要となっております。

1ページから3ページにつきましては総括事項でございますが、平成25年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは4ページをお願いいたします。

4ページから決算の概要についてご説明申し上げます。

4ページにつきましては、平成25年度上水道事業決算報告書でございますが、(1)が収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては5ページになりますけれども、営業収益並びに営業外収益を合わせました水道事業収益につきましては、決算額が2億4,295万

7,650円となりました。

次に、下の段の支出の方にまいります。支出につきましては、営業費用並びに営業外費用を合わせた水道事業費用につきましては、決算額で2億374万9,137円となりまして、当年度は差し引き2,886万9,768円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出でございます。収入につきましては7ページの決算額のところになりますけれども、企業債と国庫補助金、一般会計補助金及び負担金と合わせた資本的収入につきましては、決算額で1億7,651万8,842円となりました。予算額と比較をいたしますと右の欄になりますけれども、3億4万5,525円の減額となります。そのうち2億7,805万2,000円につきましては、翌年度繰越財源となります。

下の欄の方にまいります。支出でございます。支出につきましては建設改良費と企業債償還金を合わせた基本的支出につきまして、決算額で2億8,812万7,971円となりました。この差額の説明につきましては、6ページの表の下の欄をごらんいただきたいと思っております。

ただいまの資本的収入額が資本的支出額に不足いたします額1億1,160万9,129円は、過年度分損益勘定留保資金7,127万384円、さらに建設改良積立金3,000万円及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,033万8,745円で補填をしたところでございます。

以上、認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 続きまして、報告第57号 平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年度財政健全化比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます4指標並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、別紙のとおり監査意見を付して報告するものでございます。

皆さんの方に別冊で、監査委員の方から財政健全化の審査意見書が配付になっておりますが、そちらの2枚目を開いていただきまして、平成25年度財政健全化審査意見書でございます。2の審査結果の(1)総合意見の一覧表に記載されておりますとおり、平成25年度4指標のうち表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当しませんでした。

③の実質公債費比率につきましては平成25年度が15.8%と、前年度に比べまして1.5ポイント改善されました。

④の将来負担比率につきましても平成25年度が46.7%と、前年度に比べまして39.4ポイント改善しております。実質公債費比率の改善の要因といたしましては、元利償還金及び公営企業に係ります準元利償還金、地域総合整備事業、これにつきましては図書館建設でございますけれども、繰上償還によりまして算入数値が減少したことによるものでございます。

将来負担比率の改善の要因につきましては、隈戸川土地改良事業や県営成田地区経営体育成基盤整備事業などの予定額や、公営企業債の繰入見込額の減少によるものが要因となっております。

次のページにいきまして、水道事業会計の経営健全化の審査意見でございます。

平成25年度におきまして、水道事業会計におきます資金の不足がなかったため、該当はいたしませんでした。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第57号 平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 先般実施いたしました地方自治法第233条及び第241条並びに地方公営企業法第30条に基づく平成25年度の各会計の決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度の財政健全化審査、水道事業会計経営健全化審査につきまして審査意見を申し上げます。

初めに、決算審査について意見を申し上げます。

平成25年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

- (1) 平成25年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成25年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算

- (9) 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成25年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成25年度鏡石町決算付属書類
- (13) 平成25年度各基金の運用状況

## 2. 審査の期間

平成26年8月4日から平成26年8月7日まで。

ただし、上水道事業会計は平成26年5月27日に実施いたしました。

## 3. 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはございませんでした。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りはございませんでした。

### 第3 決算の概要

#### (1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりでございます。

計数は省略させていただきます。

#### (2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は5億7,287万5,000円の黒字となっており、実質収支額は2億7,872万3,000円となっております。この内訳は一般会計4億5,695万円、特別会計1億1,592万5,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは国民健康保険特別会計の3,831万2,000円、公共下水道事業特別会計5,591万9,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては3,920万8,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては、1億1,160万9,000円の不足額が生じました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金7,127万円、建設改良積立金3,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,033万9,000円で補填をしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

### (3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財政比率は下記のとおりでございます。おのおの比率は省略させていただきます。

なお、以下の比率につきましては、第5の審査意見の中で補足させていただきます。

## 第4 基金の運用状況

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

## 第5 審査意見

原文のまま読み上げさせていただきます。

初めに、東日本大震災発生から3年目を迎えた平成25年度は、復興への正念場を迎えた年度であった。国をはじめとした各方面からの支援を受け、官民一体となった復興努力により、第一小学校の校舎完成に象徴されるように、目に見える復興が着々と進みおおむね復興を遂げたと言えよう。ただし町民個々にとっては表面に現れない痛手を負っており、行政側としても町民の要望に真摯に取り組んでいく必要がある。地震による被害のほか、深刻な問題である原発事故対策についても先が読めず、一自治体のみで解決できる問題ではない。日本国の危機と言っても過言ではなく、国が主体となり解決すべきものと判断する。

このような状況の中でまとめられた決算につき、以下のとおり所見を申し述べる。

1、決算概要については前記のとおりである。このうち決算収支の推移の中の実質収支と、実績報告書に記載の実質単年度収支につき補足しておきたい。実質収支は形式収支から翌年度に繰越しすべき財源を控除した額であり、これが赤字となることは財政運営に大きな問題があることになる。このような事態になることは絶対に避けなければならない。当決算においては一般会計及び各特別会計を合わせ2億7,872万3,000円の黒字であり問題ない。

さらに、平成25年度の単年度における実質収支を見る普通会計における実質単年度収支は、2,675万1,000円の赤字であった。実質単年度収支は実質的な黒字要素である積立金や、翌年度以降の債務の繰上償還額を加算、さらに赤字要素である過去の積立金の取り崩し部分を差し引いた額である。

2、予算の執行状況。歳入総予算額128億15万7,000円（ただし上水道事業会計を除く一般会計、特別会計の合計）に対し、歳入決算額は120億2,295万9,000円の実績となり、収入

率は93.9%（前年度91.5%）となった。総調定額123億8,221万2,000円に対しての収入率は97.1%（前年度96.8%）であった。収入未済額は3億3,204万円である。なお、不納欠損額は前年度比570万2,000円減の2,721万1,000円を計上した。一方、歳出決算額は114億5,008万4,000円で、総予算に対する執行率は89.5%（前年度86.2%）である。翌年度への繰越額は除染対策事業、鳥見山公園多目的広場改修事業、農用地等災害復旧事業等計20件、11億2,697万4,000円と多額となった。諸事業に積極的に取り組み、早期完了を目指したものの資材不足、作業員不足等外的要因からやむなく繰越しせざるを得ない結果となったものである。なお、不用額は2億2,309万7,000円（前年度6億3,400万8,000円）である。

### 3、財政の状況。

（1）歳入。①自主財源と依存財源の構成。普通会計（一般会計及び土地取得事業・鏡石駅東第1土地区画整理事業・育英資金貸付費の3特別会計の純計の合計）による歳入の自主財源と依存財源の構成は以上のとおりであります。計数は省略させていただきます。

自主財源の構成比は35.9%で、前年度に比し3.9%増の結果となっている。財政健全化の観点から見て、さらなる改善を図り自主財源の増加が課題である。

②一般会計・特別会計全体の歳入状況。上水道事業会計を除いた一般会計、特別会計の各会計間で相互に繰入、繰出しする重複分を控除した純計による歳入総額は、115億5,976万5,000円で、前年度比7億612万4,000円増となった。震災復旧工事の進捗に伴う県からの補助金の増加、基金の取崩し等が主な要因である。うち自主財源の主要部分なる町税の収入額は15億2,692万3,000円であり、前年度比8,682万円増加した。増加の主な要因は震災に係る減免措置が終了したこと、所得に応じ負担が生じる個人町民税の調定額が増加したこと等にある。

また、国民健康保険制度を維持するための重要な財源である国民健康保険税の収入額についても町税の増加要因の同様の事由で、前年度比8,767万円増の3億7,691万7,000円となった。安倍政権発足後の積極的な景気回復策により、個人消費、設備投資等が増加基調にあり、低迷状況からの脱出が実現可能な状況になってきている。今後の税収増につながるよう期待したい。

従来からの課題である町税及び国民健康保険税の滞納については、平成25年度において収納率が向上した。両税を合わせた収納率は21.6%と前年度比3.7%向上、収納額が前年度に対して700万5,000円増加した。一般的に延滞債権の回収には相当な困難が伴う。町税等の滞納分の回収についてもしかりである。担当部署と全職員の地道な努力の結果であり、高く評価したい。ただし、これら町税、国民健康保険税のほか、公共下水道料等他会計の中にも滞納分が存在し、当該滞納総額は2億4,589万9,000円（上水道事業会計を除く）と多額となっている。税は公平の原則からしても、担税力に応じた負担をしていただくことは当然の

ことであり、また使用料等についても当然反対給付としての支払義務が生じ、滞納は看過できるものではない。昨年も要請したが、執行側として毅然とした対応により滞納額の減少、新たな滞納発生防止に努めてほしい。

(2) 歳出。歳入と同様に上水道事業会計を除いた一般会計、特別会計の純計による歳出総額は109億8,688万9,000円となり、前年度比7億8,153万7,000円増となった。主な増減を会計別に示すと、一般会計が5億1,035万7,000円増、公共下水道特別会計が4億2,943万1,000円増、国民健康保険特別会計が2億3,690万円減となっている。

歳出内容を節区分で検証すると、一般会計においては工事請負費が22億3,798万9,000円の歳出と、全体の30.7%を占めている。主なものとしては、第一小学校の工事代支払いが9億9,999万9,000円、農用地、公共土木施設、災害公営住宅、宅地滑動関連工事で7億3,834万5,000円の支払いと、災害復旧工事の進捗に伴うものが中心である。このほかの科目では負担金補助及び交付金、委託料の支払いが大きな割合を占めた。

また、公共下水道特別会計においても工事請負費が4億3,873万6,000円となり、総歳出額の45.0%を占めた。一般会計同様、災害復旧関連の支払いが主因である。なお、国民健康保険特別会計については、災害特別措置が終了したことによる保険給付費の減少及び基金積立金の減少等で前年度比減少した。

次に、削減が難しい義務的経費である人件費、扶助費、公債費を普通会計で見ると、総額20億5,673万3,000円で、前年度比7,826万4,000円増となった。公債費の7,448万7,000円増が増加要因であるが、公債費については平成25年度1億円の繰上償還を行ったため増加したものであり、これにより起債残高は減少、財政構造が改善されたことになる。年々増加基調にある扶助費については微増にとどまった。昨年も申し述べたことであるが、扶助費については今後の財政を圧迫する要素を含んでいる。増加を最小限にとどめる施策の検討を行いながら財政維持を図ってほしい。

震災復旧が順調に進み、終盤を迎えつつある現在、原点に戻り最大の効果が挙がる財政運営を要望する。

4、財政指標について。財政指標は町の財政状況の良し悪し、すなわち健全性を判断するための重要な指標である。主要指針は前記のとおりであるが、その内容について補足したい。

(1) 財政力指数。当年度0.520（前年度0.523）、前年度に比し0.003低下した。この指数は1に近いほど財政力が強いと判断されるもので、当町の場合まだまだ普通交付税に依存する割合が高いと言える。

(2) 経常収支比率。当年度84.1%、前年度83.9%。財政力指数と同様重要な指数である。経常収支比率は町税、普通交付税等、毎年度継続して収入となる使途自由な収入が、どの程度の割合で毎年度継続して固定的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費等）に充

当されているかを見るための指標である。適正な基準は、町の場合70%程度とされていることからすると、改善余地は大きい。

(3) 公債費比率。当年度15.5%（前年度14.2%）。当比率は高いほど財政の硬直化の原因になるものである。10%を超えないことが望ましい。近年改善されつつあるが水準には達しておらず、さらなる改善努力が必要である。

5、町債の状況。詳細については別冊の主要施策の成果及び予算執行状況実績報告書記載のとおりである。平成25年度末の普通会計、特別会計の残高は90億3,164万7,000円であり、前年度に比し1億5,405万6,000円減少した。毎年減少傾向にあるものの、財政健全化法による健全化判断比率が県内で下位にあることを踏まえれば、事業の見直し等を常に念頭に置き、さらなる削減を図る努力が必要と判断する。

6、債務負担行為の状況。当該内容についても別冊の報告書記載のとおりである。一般会計、特別会計を合わせた債務負担行為の残高は、平成25年度末で23億1,096万6,000円である。実質的な債務であり、この残高推移にも注視していかなければならない。残高のうち、国営隈戸川土地改良事業が64.0%を占めている。当事業の負担行為は平成47年度までの長期にわたるものであり、今後の財政への影響は軽微と判断する。

7、財産に関する調書について。公有財産の数字については平成24年度の決算報告において、今後予定している新地方会計制度による財務4表の整理に伴う事前準備のため朝日航洋株式会社郡山支店に業務委託し、公有財産台帳の整理を行い、その結果を公有財産の実数として報告した。しかし、平成25年度に入り再見直しの結果、工業団地土地面積において計上漏れが判明、当年度決算において修正の上、実数を計上した。具体的には計上漏れ分が2万9,532平米、これより平成25年度売却による減少分5,142平米を差し引いた実数の2万4,390平米を決算年度中増減高に計上したものである。前年度決算において大きな計上漏れが生じたことは遺憾である。今後については特に厳格な管理を行い、正確を期してほしい。

8、まとめ。

以上、平成25年度の決算の検証結果につき、主な事項について意見としてまとめさせていただいた。実質的な災害復興のため、今後諸事業の再構築も必要となろう。第一小学校の早期完成の例に示されるとおり、意欲的な事業展開により歴史に残る町づくりを期待し、審査意見とする。決算審査についての意見は以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査について意見を申し上げます。

平成25年度財政健全化審査意見書

## 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

## 2. 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

各健全化判断比率は省略させていただきます。

### (2) 個別意見

#### ①実質赤字比率について

平成25年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

#### ②連結実質赤字比率について

平成25年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

#### ③実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は15.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っております。

#### ④将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は46.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っております。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

以上、財政健全化審査意見を申し上げます。

最後に、水道事業会計経営健全化審査について意見を申し上げます。

平成25年度水道事業会計経営健全化審査意見書

## 1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかをどうかを主眼として実施いたしました。

## 2. 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20.0%でございます。

### (2) 個別意見

#### ①資金不足比率について

平成25年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当いたしません。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

各審査に対する意見は以上のおりでございます。

○議長（渡辺定己君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第4号の件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決  
算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第57号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条  
第2項の規定によって議長において指名いたします。

平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に1番、円谷寛君、2番、古  
川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、  
井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君の10名を指名  
いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を選任のため、休議いたします。

休議 午前11時41分

開議 午後 零時01分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成25年度鏡石町各会計決算審査特別委員会委員長に長田守弘君、同副委員長に古川文雄  
君が選任されました。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） ここで皆さんにお諮りいたします。

議事の都合上、延長して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

---

◎議案第267号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第267号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） ここで当事者であります高原教育長の退席を求めます。

〔教育長 高原孝一郎君 退席〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現教育長であります高原孝一郎氏が9月30日をもちまして任期満了となりますので再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。高原氏につきましては、教育長として前任者の残任期間を含め約4年と3カ月、教育行政の長として経験と指導力を発揮され、また、温厚で人柄も良く、教育委員として最適任と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、教育委員会委員の任命につき同意することについての件は、これに同意することに決しました。

ここで、当事者の入席を求めます。

〔教育長 高原孝一郎君 入席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 零時04分

開議 午後 零時05分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第268号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第268号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は3名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員であります常松誠氏と添田敏夫氏の2名の委員が、9月30日の任期満了をもって退任されることになりました。

そのため両名の後任といたしまして、鏡石町成田319番地在住の吉田悦郎氏、鏡石町笠石原町117番地在住の関根英司氏の両名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願い申し上げます。

吉田氏は地域のリーダーとして行政区長、農業委員、民生児童委員を歴任され、現在も地域農業の担い手の中心的役割を担っております。誠実、人柄は地域の信頼も厚く、委員として最適任者であります。

また、関根英司氏は合併前の鏡石町農業協同組合、現須賀川岩瀬農業協同組合に37年間勤務され、金融共済部融資課長、経営相談室室長として実務経験も豊富であり、誠実、人柄も良く、固定資産評価審査委員会委員として両名とも最適任と思いますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し、直ちに選任同意が求められる方についての意見を求めます。

4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） ただいま上程されました議案第268号 固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

吉田悦郎氏は成田区の行政区長、町農業委員会委員として、そして民生児童委員などを歴任されており、誠実温厚な人柄は地域の人望も厚く、常に地域のリーダー的存在としてご活躍されてまいりました。長年培われてきた広範な識見は、固定資産評価審査委員会委員として最適任であります。

また、関根英司氏は長年須賀川岩瀬農業協同組合に勤務され、経営及び金融関係に豊富な実務経験を有し、的確な判断力は高く評価されておりました。公平、誠実な人柄は地域の人望も厚く、固定資産評価審査委員会委員として適任であると思えます。

どうか議員皆様方のご賛同をよろしくお願いを申し上げ、賛成意見といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時 10分

開議 午後 零時 12分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

昼食を挟み、午後1時15分まで休議といたします。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時 13分

開議 午後 1時 15分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第269号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、子ども・子育て支援新制度につきましてご説明いたしますと、子ども・子育て関連3法に基づき実施される子ども・子育て支援に関する新しい制度のことをございまして、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものでございます。この制度は平成27年4月から本格的な実施が予定されておりまして、新制度の実施に向けた準備を進めているところであり、本町においても新たに認可や確認の基準に係る条例を定める必要があるため、このたびの条例の制定となりました。

それでは、議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

6 ページをお開きください。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次。第1章、総則は6 ページから12ページにかけて記載してございまして、第1条は条例制定の趣旨について、児童福祉法第34条の16第1項の規定により定めるものでございます。

第2条は用語の定義について規定してございます。

7 ページをお開きください。

第3条は最低基準の目的を規定しておりまして、利用乳幼児が明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと規定してございます。

第4条については最低基準と家庭的保育事業等の規定でございまして。

第5条については一般原則を規定してございまして、事業者は利用者の人権に十分に配慮し、人権、人格を尊重し、運営を行わなければならないと規定してございます。

8 ページをお開きください。

第6条については保育所等との連携について、第7条につきましては事業者の非常災害について、第8条におきましては事業者の職員の一般的要件について、それぞれ規定してございます。

9 ページをごらんください。

第9条においては事業者の職員の知識及び技能の向上等について、第10条においては他の施設を併せて設置する場合の基準について、第11条におきましては利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第12条におきましては虐待等の禁止について、第13条におきましては懲戒権限の濫用禁止について、第14条におきましては衛生管理についてそれぞれ規定してございます。

10ページをお開きください。

第15条におきましては食事について、第16条においては食事の提供の特例についてそれぞれ規定してございます。

11ページをごらんください。

第17条におきましては利用乳幼児及び職員の健康診断について、1年に2回以上実施する旨の規定でございます。

第18条におきましては事業目的及び運営方針、営業日、区分ごとの利用定員などを定める事業所等内部の規程について定めております。

12ページをお開きください。

第19条におきましては事業所等に備える帳簿と、第20条におきましては秘密保持等について、第21条につきましては苦情への対応について、それぞれ規定してございます。

第2章、家庭的保育におきまして、12ページから14ページにかけまして、第22条においては設備の基準について。13ページをごらんください。第2項におきましては専用の部屋の面積を9.9平方メートル以上であることを定めております。

第23条におきましては職員について規定し、第3項におきまして家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数を3人以下とし、家庭的保育事業での保育のできる人数を、定数を5人以下と規定してございます。

第24条にあつては保育時間を定め、1日につき8時間を原則といたします。

第25条にあつては保育の内容を定め、国の基準に準じて提供することとなっております。

14ページをお開きください。

第26条におきましては保護者との連絡について規定するものでございます。

第3章、小規模保育事業については14ページから18ページにかけて、3つの事業区分について規定するものでございます。小規模保育事業A型につきましては、保育所分園に近いものでございまして、第28条から17ページにかけて規定してございます。設備の基準及び職員の配置基準について第30条まで定めてございます。

17ページから18ページにかけまして、保育所分園と家庭的保育の中間的な小規模保育所事業のB型と、家庭保育に近い小規模保育事業C型を、第36条までに規定してございます。

19ページをお開きください。

第4章、居宅訪問型保育事業につきましては、第37条から第41条にかけまして規定してございます。住みなれた居宅において、保育者1人に対して保育できる乳幼児を基本的に1人とする、きめ細やかな保育を実施するものでございまして、主に特別なケアが必要な子供や、保護者の夜間勤務などに対応するものでございます。

20ページをお開きください。

第5章、事業所内保育事業については、第42条から第48条について規定してございます。事業主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するものでございまして、利用定員及び設備基準などを規定してございます。

24ページをお開きください。

附則といたしまして、第1条、条例の施行日を関連法の施行日と規定してございまして、実際の施行日につきましては平成27年4月1日となります。

また、附則の第2条から第5条につきましては、施行日から5年間の経過措置について規定したものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第269号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第270号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の

ご説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

このたびの条例の制定は先ほどの議案第269号でご説明したとおりの状況でございます、子育て関連3法に基づきまして実施されますものといたしまして、このたび条例を制定するものでございます。

まず初めに、基準の概要についてご説明申し上げます。新制度におきまして、施設型給付及び地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は児童福祉法等に基づきます認可と、子ども・子育て支援法に基づきます確認を受ける必要がございます。地域型保育事業の認可及び教育・保育施設及び地域型保育事業の確認の権限につきましては、鏡石町でございます、この基準を条例で定めるものでございます。

次に、条例についての基本方針ということでご説明を申し上げます。

条例の制定に当たりましては、これまで国により定められていた基準について、内容により従うべき基準、参酌すべき基準の区分が示されてございます。当町では国の基準と異なる内容を定める特段の事由や地域性が認められないことから、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域性が認められないということで、従来基準を下回ることはないよう、国の基準のとおり条例で定めることといたしたいと考えております。

それでは、27ページをお開きください。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

目次、第1章、総則につきましては27ページから29ページにかけまして、第1条につきましては条例制定の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により定めるものでございます。

第2条につきましては用語の定義について規定してございます。

28ページをお開きください。

第3条は一般原則を規定してございまして、事業者は全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないとございます。

次に、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、29ページから40ページにかけまして、第1節、利用定員に関する基準を第4条により、第2節、運営に関する基準を第5条から第34条により、第3節、特例施設型給付費に関する基準を第35条から第36条に規定してございます。

次に、41ページでございます。

第37条につきましては特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、第1節、利用定員に関する基準ということでございます。第37条につきましては家庭的保育事業にあっては利用定員の定数を1人以上5人以下としということで、それぞれ小規模保育事業A型、

B型それぞれC型につきましても、ここで定数を定めてございます。

次に、41ページをお開きください。

第2節、運営に関する基準でございます。それについては第38条からずっと次のページをお開きください。46ページまでこちら記載しているとおりでございまして、基準を定めております。

46ページからは第3節、特例地域型保育給付費に関する基準ということでございまして、第51条、次のページの第52条まで、こちら基準のとおりでございます。

附則にあっては、この条例は施行の日から施行するとなっております。先ほども申し上げたとおり平成27年4月1日施行ということでございます。

以下、附則の2条から49ページの第5条までにつきまして、経過措置でございまして5年間の猶予期間がございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第270号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第271号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

50ページをごらんください。

このたびの条例の基準の概要についてでございますけれども、子ども・子育て支援法では保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づきまして、保育の必要性を認定した上で施設型給付及び地域型保育給付を支給することとなります。新制度におきましては、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業などの施設や保育サービスを就学前の子供が利用する場合、その利用者は事前に認定の申請を行い、保育の必要性に関する認定を受けることとなります。認定区分につきましては、3歳から5歳児で保育の必要性がない1号認定、同じく3歳から5歳児で保育の必要性がある2号認定、0歳児から2歳児で保育の必要性がある3号認定がございます。その認定に当たりまして、国が認定基準を作成し、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従いまして、町の条例により基準を定める必要があるため、このたびの条例の制定となりました。

51ページをごらんください。

鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例。第1条につきましては、条例制定の趣旨について、子ども・子育て支援法第20条の規定により定めるものでございます。

第2条は用語の意義について規定してございます。

第3条につきましては保育の認定基準を規定してございまして、保護者の就労または疾病、その他の内閣府令で定める事由としておりまして、特に第1号につきましては、子ども・子育て支援法施行規則により市町村で定める就労下限時間につきまして、本町では居宅外の労働時間で1日最低4時間、1カ月10日間の40時間となっているため、最も制限の緩やかな48時間に設定したいと考えております。それ以外の項目につきましては、町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないため、国の基準を鏡石町の基準とするものでございます。

52ページをお開きください。

第4条につきましては保育必要量の区分を規定してございまして、保育標準時間にあつては1カ月当たり212時間を超えて292時間までとし、保育短時間にあつては1カ月当たり212時間までとするものでございます。第5条につきまして優先保育の基準を規定してございまして、第1号から第9号にそれぞれひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、虐待やDVの恐れ、子供の障害、育児休業明け、兄弟の数が多い、地域型保育事業の卒園児などを定めてございます。

第6条につきましては委任についての項目でございまして、必要な事項は別に規則等で定

めるものという委任条項でございます。

附則にあつては、施行日を法の施行の日からとなつてございまして、同じく平成27年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第271号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第272号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

53ページでございます。

このたびの条例についてでございますけれども、子ども・子育て関連3法により改正されました児童福祉法に放課後児童健全育成事業に関する条項が新設されまして、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営につきまして、条例で基準を定めなければならなくなつ

たため、このたびの条例の制定となりました。市町村が条例を定めるに当たりまして、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数については、省令で定める基準に従い定めるものとされ、その他の事項につきまして省令で定める基準を参酌するものとされております。54ページをお開きください。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条につきましては条例制定の趣旨でございまして、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により定めるものでございます。

第2条につきましては用語の定義でございまして、第3条については最低基準の目的等を規定してございまして、利用児童が明るく衛生的な環境で心身ともに健やかに育成されることを保障するものと規定してございます。

第4条については最低基準と放課後児童健全育成施設についての規定でございまして、施設は最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させることとなっております。

第5条については一般原則を規定してございまして、事業者は利用者の人権に十分配慮し、人格尊重し運営を行わなければならないと規定してございます。

55ページをお開きください。

第6条につきましては施設の非常災害対策を規定してございます。

第7条については職員の一般的要件を規定、第8条にあつては職員の知識及び技能の向上について規定してございます。

第9条は設備の基準について規定してございます。専用区画の面積を児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上とされております。

次の56ページをお開きください。

第10条にあつては職員の員数などを規定してございます。職員は2名以上配置することとしまして、そのうち1人は保育士、社会福祉士、学校教育法で規定します教諭など有資格者と定めてございます。

次の57ページでございすけれども、また第4項につきましては、児童の集団の規模につきましての規定でございす。1つの支援の単位についておおむね40名以下とするものございす。

第11条については利用者を平等に取り扱う原則、第12条は虐待等の禁止、第13条は衛生管理等、第14条は運営規程をそれぞれ定めてございます。

58ページをお開きください。

第15条は施設が備えなければならない帳簿、第16条につきましては秘密の保持等、第17条については苦情への対応についてそれぞれ規定してございます。

第18条につきましては開所時間及び日数について規定してございまして、事業所を開設す

る日数につきまして、1年につき250日以上を原則とするということと、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況を考慮しまして当該事業所ごとに定めることとしまして、事業所を開設する時間については、小学校の授業の休業日以外の日は3時間、小学校の授業の休業日を8時間以上を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻、その他の状況を考慮いたしまして当該事業所ごとに定めることとされています。

59ページでございますけれども、第19条については保護者との連絡、第20条については関係機関との連携、第21条については事故発生時の対応についてそれぞれ規定してございます。

附則につきましては、第1条は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するとなっておりまして、平成27年4月1日とするものでございます。

第2条については職員に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第272号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第273号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定につ

いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

60ページをお開きください。

このたびの条例についてでございますけれども、当児童ふれあい交流館が国の復興交付金事業、災害公営住宅関連児童ふれあい施設整備事業を活用いたしまして、9月末に完成する予定でございます。被災した子供たちや高齢者のふれあいの場、児童が安全で安心できる放課後の活動の場、イコール放課後児童クラブとして今後活用していくため今回の条例の制定となったわけでございます。

61ページをごらんください。

鏡石町児童ふれあい交流館条例。

第1条につきましては設置及び目的について規定したものでございます。町内に居住する児童やその保護者、高齢者に交流の場を供与し、子育てを通じた人と人との交流を図ること、また震災時における避難場所とするためでございます。

第2条につきましては名称及び位置の規定でございます。名称につきましては鏡石町児童ふれあい交流館としまして、位置につきましては鏡石町中央1番地といたします。

第3条につきましては実施する事業の規定でございます。放課後児童クラブ、利用する保護者間の交流活動、災害公営住宅に入居する高齢者と子供たちの交流活動、震災時における避難場所及びボランティア活動などでございます。

第4条は利用許可について、第5条については利用許可の制限について規定してございます。

62ページをお開きください。

第6条につきましては利用許可の取り消しの規定でございます。条例などに違反した場合及び利用許可条件に違反したときなどの規定でございます。

第7条につきましては損害賠償の規定でございます。利用者が施設設備及び物品等の滅失及び毀損したときはその相当額を賠償するものと規定してございます。

第8条については委任についてでございます。必要な事項は別に規則等で定めるとする委任事項でございます。

附則については施行日を平成26年10月1日とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろし

くお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第273号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第274号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

63ページでございます。

このたびの条例についてでございますけれども、放課後児童クラブの実施につきましては、これまでにつきましては要綱によって行ってまいりました。平成27年度にスタートする子ども・子育て支援新制度におきましては、先ほど議案第272号でご説明申し上げたとおりでございます。放課後児童クラブの設備及び運営についての基準等を市町村が定めることとなったため、今回それに合わせまして放課後児童クラブ条例を制定することとしたいと考えております。

64ページをお開きください。

鏡石町放課後児童クラブ条例。

第1条につきましては目的を定めるものでございまして、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、放課後及び学校の休日に保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対しまして、遊び及び生活の場を提供し健やかな育成を図るため設置するものでございます。

第2条は名称、場所及び位置についての規定でございます。

66ページをごらんください。その規定の中の別表、第1をごらんください。

鏡石一小放課後児童クラブでございますが、これは別表の一番上のその児童クラブのことでございますが、これにつきましては対象児童につきましては1年生から3年生の低学年を考えておりまして、場所については児童ふれあい交流館で、位置につきましては同じく中央1番地でございます。その下につきましては、鏡石一小第2放課後児童クラブということで、これにつきましては4年生から6年生の高学年ということで考えております。同じ場所と名称でございます。次に、その下の鏡石二小放課後児童クラブでございますが、これについては1年生から6年生の全学年を考えておりますけれども、場所につきましては第二小学校の校舎、位置につきましては鏡石町豊郷中238番地となります。

64ページに戻っていただきたいと思っております。

第3条につきましては対象児童についての規定でございまして、鏡石町立小学校に在籍する児童及び放課後に保護者の適切な保護を受けられない児童並びにその児童の世帯の構成員全てが町税等の未納がない世帯の児童と規定してございます。

第4条につきましては3つのそれぞれの児童クラブを利用できる児童の居住対象区域についての規定でございます。これについても、また失礼いたします、66ページをお開きください。

これについては第2表について規定してございます。それぞれ第一小学校、第二小学校につきましては通学区、学区ですね。それぞれの学区に居住する者として規定してございます。

64ページにお戻りください。

第5条につきましては実施期間の規定でございます。休日を除く4月1日から翌年3月31日とするものでございます。

第6条につきましては放課後児童クラブの実施する時間と休日についての規定でございます。通常については授業終了後から午後6時半ということでございまして、小学校の休日については午前7時半から午後6時半までとするということでございます。なお、申し出があった場合については7時まで延長できると。休日につきましては日曜、祭日及び12月29日から翌年1月3日までの間ということでございます。

65ページをごらんください。

第7条につきましては負担金の額についての規定でございます。このとおり月額4,000円、前年度の非課税世帯については月額2,000円、生活保護世帯については無料ということでご

ございます。その他おやつ代等についても徴収はできるということで、また午後6時半以降につきましては1回100円とするということでございます。

第8条、負担金の減免についてはこの記載のとおりでございまして、第9条についても一時保育ということで、9条の2号について記載のとおりでございます。午後6時半までの利用分については日額250円、以降分には日額100円と規定してございます。

第10条につきましては委任についてでございまして、必要な事項は別に規則等で定めるとする委任事項でございます。

附則については、施行を平成27年4月1日ということで施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第274号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

平成26年3月14日に締結されました災害公営住宅工事におきまして、住宅性能評価及び消防署等からの防災設備の指摘事項を踏まえまして、耐火仕様及び常備警報装置を追加するものでございまして、請負額に702万2,160円を増額するものでございまして、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1といたしまして契約の目的でございますが、鏡石町災害公営住宅建設工事契約の金額でございますが、変更前が6億9,098万4,000円、変更後になります。6億9,800万6,160円でございます。契約の相手方でございますが、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店支店長、角田真美でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約

の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの変更請負契約の締結につきましては、土どめ工事として鋼矢板の圧入工法と、貯水槽を設置します底盤基礎工の変更に伴います増額の変更請負契約の締結でありまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、契約の目的が鏡石町耐震性貯水槽設置工事、契約の金額につきましては変更前が6,631万2,000円、変更後が6,859万8,360円で、228万6,360円の増額でございます。契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店支店長、角田真美でございます。平成26年9月20日提出でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第277号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い剰余金の処分方法について、一つに減債積立金、一つに建設改良積立金にそれぞれ特定の目的に使用するための積み立てをするもので、その処分の承認をいただくものであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議会の議決を求めるものであります。未処分利益剰余金、平成25年度末残高4,930万9,151円、議会の議決による処分額といたしまして2,150万円、うち減債積立金の積み立て150万円、建設改良積立金の積み立てに2,000万円、処分後の残高といたしまして2,780万9,151円とするものであります。

以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第20号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

第 2 号

平成26年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年9月3日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原 子力災害 対策室長 心得	菊地勝弘君	農業委員会 職務代理者	鈴木三代治君
教育委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、4番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） おはようございます。

第13回鏡石町議会定例会に一般質問の機会をいただきました、4番、長田でございます。

二、三、一般質問として執行より答弁をいただきたいと思えます。

早いもので、26年度も半年が過ぎました。我々議員としても3年が経過し、残任期を1年残すところとなりました。東日本大震災に始まり、復旧・復興のための3年間であり、町発展のためにどれだけ貢献できたのか、考えるところであります。

さて、震災による津波の猛威や、最近では100年に一度と言われる記録的な大雨など、特に先月発生しました広島市における大規模な土石流被害は、多くの人命を奪い、多くの倒壊家屋の被害を出しました。さらには、いまだに800人以上が避難生活を余儀なくされております。

さらに、各地でこれまでに起きたことのないような竜巻が発生しているなど、地球規模での異常気象が起きております。これはまさに地球温暖化の影響であると言えるでしょう。いまだに先進国のCO<sub>2</sub>の削減目標は実現されず、人口の多い中国やインドなど、これまで後進国と言われていた地域のCO<sub>2</sub>の排出量が爆発的に拡大しております。さらに、人間のエゴによる石化エネルギーの依存や大規模な森林伐採により、CO<sub>2</sub>の排出量はますます増え続け、地球温暖化が加速されているように思います。今後、さらに大規模な異常気象が発生すると予想されます。

このような中で、当町においても大規模災害に備えて総合防災センターの早急な対応が求められると思われま。この件に関しましては、また機会がありましたら質問をさせていただきたいと思ひます。

それでは、通告書に従ひ私の質問に入らせていただきます。

まずは、震災後の原発事故による放射線の除染計画について質問をさせていただきます。

まず1、除染の進捗状況についてであります、(1)最近、町内において住宅の除染作業がなされている場所を見かけないようなんですが、これまでに除染が完了されている地域及び戸数はどの程度なのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得(菊地勝弘君) 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

一般住宅の除染につきましては、除染実施計画の優先地区順により、昨年度より仮置場の設置が完了した仁井田地区から着手を開始したところであります。現在まで、高速道路から西側の仁井田地区の59戸が完了し、その後、繰越事業で発注しておりました国道4号線から西側の岡ノ内地区の247戸については、宅内空間線量モニタリング調査の結果、除染対象となった戸数が42戸でありました。これらの地区についても間もなく除染作業に入り、年度内完了となる見込みであります。

また、優先順位の高い高久田区においては、仮置場の設置完了にあわせ、国道4号線から西側の深内町、蒲之沢町、大池、五斗蒔町などの住宅205戸を対象として、現在発注の準備作業を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番(長田守弘君) ただいま岡ノ内地区の247戸のうち、対象戸数が42戸、仁井田地区については59戸ということで、岡ノ内については今後発注するというふうなご答弁でありました。実際、247戸で42戸でありますので、大体20%ぐらいのお宅が除染の対象であるというふうな答えですが、247戸のうち対象が42戸で、そのうち実施すると希望されているのは何件かわかるでしょうか。お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得(菊地勝弘君) 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

対象戸数が42戸ということですが、これらの42戸に対しては各1軒、1軒、住宅の同意を得まして除染作業に入るということとなります。今回は、この42軒について除染をや

っていくというような準備で進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 次に、今後、高久田地区とか鏡田地区の除染が始まると思いますが、仮置場の工事の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、設置及び供用が開始されている仮置場は仁井田地区の1カ所であります。同地区の一般住宅や道路側溝の除染した除去土壌などを搬入し、保管を行っているところであります。また、設置箇所が決定した仮置場は3カ所であり、ふれあいの森公園内に施工中でありました久来石地区の仮置場につきましては、先月末に工事が完了したところであります。

鏡田地区の仮置場につきましては、伐採作業や地山の造成、成形工事の工法変更による調整など、予定よりも工事に時間を要していることから、早期の設置完了に向けて、現在鋭意工事を進めているところであります。

高久田地区の仮置場につきましては、設置予定地である県有地内の牧草地での地質調査の結果、地耐力の弱い部分があり、地盤改良工の具体的方法について環境省や県の方と検討を重ねておりましたが、方向性が決定いたしましたので、現在、実施設計等の調整を図り、設置工事の発注に向けて準備をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ただいま仮置場の設置状況ということで、久来石地区の仮置場が先月末に完成したと、鏡田と高久田は今後進めていくということでありました。先ほど高久田地区、鏡田、深内地区、大池ということで、約205戸の戸数に対する除染、モニタリングをして実施していくということでありましたが、この分でいきますと、鏡田、高久田地区というのは、仮置場の設置がちょっと遅れるのではないかなという気がしますが、205戸の戸数があるということですので、今後そういったこれらの地区の作業について、どのような計画があるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、鏡田地区の仮置場につきましては、地山のほうは大体9月末で完了の見込みとなっております。それに伴いまして、今後、進入路の整備並びに外部フェンスの設置を、今後発注を予定しております。それらを含めまして、全体的には10月末までには全ての工事を完了させていきたいというふうに考えているところであります。

また、高久田地区においては、これは県有地でもありますし、岩瀬農業高校の除染土もその場に搬入というような計画も持っております。そのことから、早急に今後発注を図りまして、早期の完成を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ただいま鏡田地区は10月末までの完成を目指してやっていくというふうなお答えでありました。また、高久田地区については岩農分の搬出土壌もそちらの方に入れるということですので、学校であれば早急に対応をして、それらの土壌の搬入もしていかなければならないと思いますので、そちらの仮置場の方も早急に対応をお願いしたいというふうに考えております。

また、今、線量をはかって0.23以上の場合のみ対象となるというふうなことでしたが、その宅内の線量をはかる業者につきまして、以前委託先があったと思うのですが、最近変わったというふうにお聞きしておりますが、どのような変更があったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） モニタリングの発注状況につきましては、公募型随意契約というような手法を設けまして、その業者が全て一括でモニタリング並びに除染というような形で作業を進めるようなことで、今現在は行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、モニタリングをして、その業者が除染作業をするということで、以前とはまた違った方法でやられているというふうなことであります。モニタリング調査をするということで、多分、除染組合にそのモニタリングと除染を一括して発注するということになると思います。

結局、ここ2年くらい、2年前ですと除染、除染というふうなことで騒がれておりましたが、今になってみると大分雨も降って線量も大分下がっています。鏡石の場合は、まず仮置

場を設置して、その後、除染した土壌を搬入するという事で、ほかの市町村とはちょっと違うやり方をやっている、特に須賀川市であれば、まだ仮置場は決まっていらないんですが、先に除染をやって宅内保管をしているということで、鏡石の場合、若干先に仮置場を設置するので一般家庭の除染がちょっと遅いような気がします。やはり町民の方は、須賀川ではどんどん除染をやっているみたいなんだけれども、鏡石は進まないねというふうな声も聞きますので、できれば、本来これから冬場に向けて業者の方も大変忙しくなると思います。今が一番業者の方にとってみれば、ある程度仕事の暇な時期といますか、そういった時期でありますので、できればそういった時期を利用して除染を進めていただきたいというふうに考えておりますので、そのようなことで早急な対応をお願いしたいというふうに考えております。

除染に関しては、これからまだまだ大変だと思いますが、スピーディーな除染をお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

まず、2番の駅東口整備基本計画についてお伺いをいたします。

(1)番ですが、東口駐輪場の整備計画についてということで、26年度の進化する鏡石実行プロジェクトの駅に降りてみたくなる事業の駐輪場の設計に関して150万の計上がされておりますが、どのような駐輪場にしていくのか、計画の予定をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまの駅東口の駐輪場の整備の状況ということで、ご答弁を申し上げます。

駅東口の駐輪場の整備につきましては、本年度の当初予算におきまして、いわゆる進化する鏡石実行プロジェクト、駅に降りてみたくなる事業としまして、整備のための設計業務を委託計上させていただきました。

現在、その設計業務につきましては完了をしたということであります。その整備の中身については、既存の駐輪場の改修とあわせて増設をするということで、改修と増設を合わせて125台分を確保する計画をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、設計が完了して、改修とそれから増築ということで125台分の駐輪場にするとということでありましたが、その中で図書館の西側、今現在ある駐輪場の南側になります。そこに空き地があります、そちらの空き地の利用計画はあるのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駐輪場の南側の空き地の利用の計画ということでございますけれども、これにつきましては、この後の（３）番、（４）番の質問とも関連するのかなというふうに思いますので、関連した中身でご答弁をさせていただきます。

駐輪場南側の空き地につきましては、一部道路敷を含めた町有地と民有地がございます。また同じく北側についても、東屋を含みまして駅東口の公園のいわゆる町有地と民有地がございます。さらに、今回先ほど（１）番でご答弁申し上げました駐輪場の関係、そして、さらには現在進めておる駅東第１区画整理事業、そして同じ地区内に災害公営住宅の建設を今現在してございます。また、観光の振興としまして田んぼアートが現在実施をされているということで、昨年より早い時期の中で１万人を今現在超しているという、そういったことになってございます。

そういうことから、町の新たな玄関口として整備していかなければならないというふうに考えてございまして、今回、今定例会の中で補正予算を計上いたしまして、駐輪場の設置箇所等も含め、その駅東口の全体的な整備計画を、この中で検討して設計をしていきたいなというふうに考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ４番、長田守弘君。

〔４番 長田守弘君 登壇〕

○４番（長田守弘君） ただいまのご答弁で、全部、（３）番も（４）番も終わらされた結果になってしまいましたが、では（３）番なのですが、実は補正予算を組むということでありましたが、駅のロータリー計画ということでございますが、駅東整備基本計画策定業務委託ということで250万円計上されております。最近、通勤・通学の送り迎えに自動車を利用する方が大変多くなっております。西口は道路まではみ出しているような状況でありますし、東口におきましては、車をとめる駐車スペースは全くありません。どうしても路上駐車になってしまい、他の通行車両に危険が生じることもあり、交通事故などになりかねない状況でもあります。

また、先ほどご答弁いただいたように、駅東地区の開発によって住宅も増えるし、今、復興公営住宅も建設中で、その入居者も、やはり駅東を利用するのではないかなというふうな感じがします。その辺の駅前のロータリーの計画というのはあるのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

（２）番で申し上げましたけれども、駐輪場、そして今ご質問ございましたロータリーの関係、これも含めて、今回補正予算の中で、総合的な対策の中で検討して計画をしていきたいということで、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ４番、長田守弘君。

〔４番 長田守弘君 登壇〕

○４番（長田守弘君） 今、補正予算の中で総合的にこの計画を図っていくということでありますので、先ほど東屋も含めた中で計画をするということですので、（４）番のご答弁もいただいたということで、（４）番の質問は省略をさせていただきます。

来年、DCキャンペーンということの本番の年であります。さらには田んぼアートにも昨年でいうと約１万3,000、4,000人、ことしも大体１万5,000人以上は来場するのではないかなというふうに思われます。本当に町長が言う、降りてみたくなるような駅の東口にしていただきたいというふうに考えますので、よりよい計画をお願いしたいと思います。

それでは、次の３番のふるさと納税の取り組みについてお伺いをいたします。

実は今日の８時の６チャンネルですか、そのニュースの中でも、ふるさと納税ということで取り上げて放送がありました。ふるさと納税ということで、その定義は、自分が貢献したいと思う任意の自治体へ行う寄附金ということであります。個人が2,000円以上を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度で、寄附先のふるさとに定義はないと。自分が今住んでいる場所以外の地域であれば、出身地以外でも、かつて住んでいたふるさとや思い出の場所、興味のある地域など、さまざまな自治体を自分自身がふるさととして自由に選ぶことができる納税制度ということで、また、もう一つは、１つの自治体ばかりではなく複数の自治体に納税することができるという制度であります。そういった中で、この鏡石町におきまして、これまでの納税の状況についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） ４番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまでの納税状況ということでございます。ふるさと納税制度によりまして、当町では平成20年６月にふるさと鏡石ありがとう事業推進計画を策定しまして、ふるさと鏡石ありがとう基金へ積み立てしてございます。昨年度につきましては、その基金の取り崩しを行いまして、第一小学校の改築事業に充当したところでございます。

これまでの納税状況につきましては、制度開始の平成20年度から今年８月までで全体で94

件、総額1,657万4,480円となっております。そのうち、個人からの納税につきましては65件で719万2,993円でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ずっと20年からこの制度を取り入れて25年までの間、約5年間ですが1,650万円、そして個人で言うならば700万円の納税があったということではありますが、これ年度別に分けると大変——平均すると大体300万ぐらいでしょうか。ただ、恐らくこれは23年、24年の年が震災もありまして、その年度が非常に多いのではないかなという気はしますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 各年度の、特に平成23年度ということで、今おっしゃられましたように多い状況でございます。平成20年度につきましては、年度中途でございましたので38万円ほどでございました。21、22につきましても、100万から100万以下というような状況でございましたけれども、23年度につきましては一気に増えまして490万、24年が410万、25年度が300万ということで、震災に関してふるさと納税が多くなったというように結果としてはなっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） この制度は大きく2つの点に魅力があるというふうに言われております。まず1つは、このふるさと納税というのは、自営業者と比べて節税する方法が非常に少ないサラリーマンの方にでも、簡単に節税策として注目を浴びているというところであります。

さらには、そのふるさと納税は、納税する個人が使い道を指定できる唯一の制度であります。自分が税金の使い道を何に使ってくれということで寄附することができるということでもあります。

さらには、今現在で言うならば、若者の都市一極集中が進んでおります。どうしてもふるさとを離れて都会に行き行って働くサラリーマンが多いということになるというふうに思いますので、町として2番の今後このふるさと納税に対する取り組みを積極的に行うのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、全国で取り組まれておりまして、来年度からは、税金の軽減が倍になるというような検討も出されているところでございます。当町の地域振興の観点からも貴重な財源となっていると思いますので、さまざまな媒体や機会を活用しまして制度の周知を図って、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、ご答弁で積極的に取り組んでいくというふうなお話しでしたが、具体的にはどのように取り組んでいくのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 積極的にの具体的方策でございますけれども、当然ながら、ほかのやりたいという納税者に対して、鏡石に納税をしたいとむける方法が積極的に広めていくことだと思いますけれども、全国の市町村で納税に対する御礼として特産品等を送るということもやっております、大分伸びているというような情報もございますから、その辺のところについて、鏡石についてもやらなければいけないのかなというような考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 先ほど2つの魅力があると言ったのは、今申されましたように、もう一つの魅力は、納税者に納税先から寄附した金額に応じて特産品や優待券といった、そういったものをお礼として自治体から納税者に送るというふうな、そういったことをやっている自治体が非常に多くあると。私、これに興味を持ちまして、ふるさと納税でパソコンで調べましたら、ランキングというのがあります。ランキングだから当然納税されている金額の多いランキングかなと思ったんですが、そうじゃないんです。ランキングで見ると、ほとんどがこの特産品の人気ランキングなんです。これを利用して何億も寄附を集めている自治体もあるというふう聞いております。

これは、先ほど言いましたように2,000円が、結局2,000円を上回る部分に関しては、自分の住んでいる住民税や所得税が、それ以上した場合には還元されるんです。確定申告で申告しますと、どこどこに寄附したというと、その金額が大変非常に難しい式なんです、所得

によっては大体500万円程度だと3万から5万ぐらいまでの間で控除があるんです。ということは確定申告するとその分戻ってくるという制度なんです。

そうしますと、例えば3万円寄附、そういったふるさと納税をすると、2,000円は控除されませんから、逆に2万8,000円分控除されるんです、戻ってくるんです、納税した先からはお土産が来ちゃうんです。その金額はいろいろあります。例えば特産品のお礼であるとか、あるいは温泉地区ですと宿泊券なんかも送られてくるんです。ですから非常に得した感覚になるんです。鏡石においてでも、特産品とかお米もあります、非常に多いのはお米です。それから珍しいのは、北海道では気球に乗って遊覧する、その遊覧券であるとか、さらには牛肉の産地であれば牛肉のお礼ということで、宮崎でいうと宮崎のマンゴーとか、非常に多いんです。

ですから、先ほど積極的に取り組むのにはこういった方策が一番かなと思いますので、そういった地場産品、鏡石にもいろいろありますので、そういったものを取り入れていく考えはあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ただいまのいわゆるふるさと納税でありますけれども、まさに私もテレビ等も含め、新聞等を見て、いい制度だなというふうに思っております。いずれにしてもこれは納税ばかりじゃなくて、いわゆる特産品の開発ともあわせて、そういった両サイドの部分からしていかなければならない、そういった課題がございます。そういったことで、今、担当課長のほうが積極的ということ、いわゆる納税ばかりじゃなくて、そういった特産品の開発等も含め、そういったもので組み合わせをどうするかということで、こういった部分で積極的にこれから検討しながらしていきたいと、そういう考え方をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ただいま積極的に取り組んで検討していくというふうなご答弁でありました。前から一般質問で調査研究をして検討してまいりますという答弁はよく聞きますが、これは本当に検討、改善を求めてやっていただきたいというふうに考えます。

今後、特に地方は人口減少、そして働き世代はどんどん都市部に流出してしまう、そういった税金の減少傾向にあります。どうか鏡石出身者や鏡石に興味を持っていただけるサラリーマンの方を囲い込んで、当町に納税していただける方を増やし、そして、そういったことで財政的にも多少なりともプラスになると思いますので、これは本当にぜひ、すぐ検討をし

ていただきたいと、実施していただきたいというふうに考えます。

私の質問は以上で全て終わりましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） おはようございます。

6番、畑幸一です。第13回9月定例会において、一般質問をさせていただきます。

冒頭ではありますが、お褒めの言葉をいただきましたので、報告させていただきます。

町職員の対応が非常によい、丁重であったと、明確な必要な説明をしていただいたと、また、窓口のカウンターの外まで出向いて一生懸命説明をしたと、また、通路を行き交う職員の笑顔の挨拶が印象に残ったと、私の知人の泉崎村のある団体さんの会長さんからのメッセージでございます。本町へのメッセージでありますので、ご報告させていただきます。

笑顔といえば、第5次総合計画の基本の理念の1、それにこの「やさしさとふれあい」というものが施策として載っておりますが、この笑顔に関しては、やさしさとふれあいに接するのは非常に難しい、この町づくりの施策に入れていただいたことに対する結果が、こういうふうな形で出たと思います。本当に今後とも笑顔はぜひ町政に生かしていただきたいと思えます。

笑顔というと、ユニークな名言というのはいっぱいあります。一番目に、笑顔にまさる化粧なし、ほほ笑み返し、いろいろあります。笑う門には福来る、いろいろありますね。笑い上手は生き方上手、泣くも一生、笑うも一生、どうせ生きるなら笑顔があればいいというようなこともあります。私の家庭のことを言いますと、大体あれから40年じゃなくて、ちょうど41年、家内の笑顔はどこへやら、本当にせつなくなります、笑顔でやっていきたいと思えます。

猛暑から朝夕の涼しさに小さな秋の気配を感じます。遠藤町政の2期目がスタートし、震災から復興と進化を目指し、4つの基本政策が示されました。1として財政の健全化、2として教育、スポーツの推進、3として健康福祉、安心・安全で快適に暮らせる町づくり、4として産業の振興、住んでみたい、訪ねてみたくなる町づくり、そして町民一人一人が笑顔あふれる町づくり、町政運営に笑顔が反映される取り組みは、活性化に向け町づくり、住みよい地域づくりに効果を生み、充実されると期待します。なお一層の町の将来を見据えた決

意を要望いたします。

○議長（渡辺定己君） 畑さん、マイクをもう少し倒して、そして入るように。記録がとれないと言っていますので。

○6番（畑 幸一君） ああ、そうですか。申しわけございません。もう少し倒しますか、大丈夫ですか。

今般の市政の4つの基本施策の1に当たる、財政の健全化に関する1、財政の概要と状況についての質問をさせていただきます。

健全化に向けた新たな財源の確保が必要と考えますが、施策の取り組みはどうか、どう財政を賄うか、中身についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健全化に向けた新たな財源確保が必要ということと、活路をいかに見出すかということとでございますけれども、財政の健全化を図るためには、いかに自主財源の確保と経常経費の削減を図ることが重要な要素だと考えております。

自主財源の確保としましては、受益者負担の原則に基づきました負担金、分担金、使用料の適切な負担を利用者に求めていきまして、各種事務事業の運営を進めていく必要があると思います。今後、税金、負担金、分担金、使用料のあり方と税の徴収等につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、もう一つの経常経費の圧縮による財源の確保につきましては、繰上償還等によります公債費の圧縮と、事務事業のさらなる見直しを進めてまいりたいと思います。さらに、各種事業の実施に当たりましては、財源の確保が図られる事業を優先しまして、事業の費用対効果や実施後の維持管理経費を含めた総合的な判断のもと、事務事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 町の財政が膠着すれば、当然予算は限られます。東日本大震災の復興による財政措置などでの、より厳しい財政の状態が続くと思われまます。このような状況の中では、国・県の拠出金、交付金は期待できなく、新たな財源を確保することは不可欠です。財源をより有効に活用し、経費削減を図り、健全化に向けての要望をしておきます。

（2）に入らせていただきます。

基金と財政力の現状と内訳の概要についてでございます。

一般会計、特別会計など、基金の総額はどのくらいあるのか、前年対比はどうか、財政の調達、状況はどうか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

基金等、財政力の現状と内訳の概要についてお話申し上げます。

基金の平成25年度末の残高につきましては、総額で30億7,160万5,000円でございます。主な基金の現状と内訳につきましては、財政調整基金が6億8,170万8,000円、役場庁舎新築事業基金につきましては7億8,346万7,000円、減債基金が7,075万6,000円、新都市整備基金が3,034万6,000円、牧場の朝スポーツ文化振興基金が8,211万7,000円、文教施設維持整備基金が4,367万5,000円、ふるさと鏡石ありがとう基金が452万9,000円と、主な残高となっております。各基金とも、基金の設置目的がございますので、それに沿った運用を図っておりまして、今後とも適切な運用を図ってまいりたいと思います。

また、財政調整基金でございますけれども、標準財政規模費に対しまして20.9%と前年に比べて2.8%増加しておりまして、標準的な残高となっている状況でございます。

次に、本町の財政力の現状でございますが、町の財政力の目安でございます財政力指数につきましては、平成25年度決算で0.52と、類似団体に比べまして平均的な数値となっておりますけれども、年々社会情勢の変化もありまして、低下傾向でいるというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 基金と、この財政力は、町政運営の町の体力の基本、また基準と考えます。財政を再度見直し、余裕の持てる改善策を要望いたします。

2に入ります。

少子化問題について伺います。

7月16日の読売系メディアの社説の記事を引用しますが、ご容赦いただきます。

佐賀県唐津市で行われた全国知事会において、人口減少問題を国の基盤を危うくする重大な岐路とした少子化非常事態宣言をした。日本は死に至る病にかかっている、危機感を強調し、人口減少が地方に及ぼす影響は2040年、平成52年、35年後までに全国自治体の5割が消滅する可能性が高い、出生、出産世代の20代から30代の女性が半減するとの推計をされた。福島県においても、現在、約21万人の20代から30代の女性も、2040年には10万人とも半減する見通しである。人口減少を克服するために、地方の強い危機感を重く受けとめ、即急に対

策を講じなければならない。少子化問題対策は重要な課題と考えるが、最大の要因は何か、取り組みはどうか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

少子化問題ということでございます。今、議員さんも、ある新聞等のことを申し上げましたけれども、私も日本経済新聞、これは今月の1日、2日、あと今日ということで、連載で少子化対策を考えるという欄がございました。これをまず要約をさせていただきまして、日本全体の現状を知ることができるのかなということで申し上げたいと思います。

要約しますと、高度成長時代に確立された人生の順序、いわゆる経済が豊かになれば教育年限が延び、そして結婚年齢も上昇、そして出産は高齢化するという中身であります。日本人の出生、とりわけ若年出産を阻害する方向に今までは働いてきたと。要するに、現代は結婚したい、産み育てたい希望があるのに、結婚、出産、子育ての社会的な障壁によって、それがかなえられない時代であるという内容でした。それらの具体的な政策をどうするのかということでは、やはり何と言っても、安心して子を産める社会を実現することなんだということであります。

政府においては、人口減少を克服して地方を再生するというので、この50年後に人口1億人を維持する政策の方向性を示す、いわゆる長期ビジョン、こういったものについて年内にまとめるという内容になっているようであります。参考まででありますけれども、1億人の人口維持には、2030年ころの出生率については2.07に回復させることが必要なんだというような、そんな中身でありました。

そういう中、今定例会に国の子ども・子育て関連の3法に基づきまして、関係条例を今回提出をさせていただきました。これら法律、さらに条例に基づきまして、現在、町の子ども・子育て支援事業計画を策定中であります。今後も、まず国としてやらなければならないことは、これ当然国でありますので、そういう中で町としてできる、安心して子供を産み育てることができる、そういった子育て支援については、今後ともしっかりとやっていきたいと、これも既に我が町においては、認定こども園、民間も2つ、今年も岡ノ内幼稚園にも発足ができました。そういったことで、町ができることをしっかりとやっていくという、そんな中身でございます。

また、いわゆる、今、安心してお産ができないという、そういったこともございます。我が町を見ても、なかなかお産する場所がないという、そんなことでございますので、そういったことも含めて、この町だけじゃなくて周辺町村とも力を合わせながら、そういった子育て支援、いわゆる生み育てやすい、そういった環境づくりをしてきたいというふうに考えて

おります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 町長の答弁にも、いろいろとご苦勞されるところがあると思いますが、子供のふれあい児童館、第一小が復興のシンボルとして新しくなりましたが、子供を、少子化問題ですから増やすことができなければ、建物はもう死んじゃいます、当然。ですから、やっぱり増やすことが一番の基本となると思います。不均衡現象は変えられないし、とめることはできない、少子化と人口率との現状だと、これは思います。将来の展望を見出し、あらゆる角度から取り組み、検討することを要望いたします。またここで検討という言葉が出ましたけれども、ぜひ検討してください。

次に移ります。

3番の医療と介護の改革について、ご質問をいたします。

（1）医療法は26年の10月、介護法は27年の4月以降から施行されることは、消費税引き上げに続き、痛みを伴うことは必然です。生活を圧迫させる医療費の自己負担はどのようになるのか。介護サービスから軽度の要支援は外れ、特老ホームの入所は厳しくする。10年後は75歳以上の人口は2,000万人、総人口の5分の1、10年後というと、ちょうどこれ、町長75くらいになりますね。このとき介護の需要は一気に増し、当然追いつかない事態が生じると考えます。どう対処していくのか、対策と対応について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域医療介護総合確保推進法の成立に関しまして、今後の見通しと、どう対処していくか、課題は山積みと思われるということで、高齢者の不安が大きくなるということで、その対応、対策についてはというご質問にご答弁申し上げます。

医療介護総合確保推進法につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、医療法や介護保険法などの関係法令の整備をすることを目的といたしました法律でございまして、先ほども議員さんのご質問の中でお話ありましたけれども、本年6月に法案は成立しております。これは議員さんのご質問のご発言の中でもございましたけれども、2025年には団塊の世代が75歳に到達し、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると言われている中でございまして、増加すると予想され、介護や医療が必要な人々に対応するための法律であるということでご理解を賜りたいと思います。

具体的には、医療でいえば医療機能の分化、連携や医療従事者の確保、育成などが挙げら

れます。介護保険でいえば、介護予防給付や特別養護老人ホームの入所条件、65歳以上の低所得者の保険料の見直し、一定以上所得の利用者負担や一定資産をお持ちの方の補足給付などの見直しが予定されてございます。

町といたしましては、本法律によりまして、医療と介護の密接なつながりを一層連携、強化いたしまして、効率的、効果的な医療や介護の提供を行いたいと、現時点では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） この65歳以上の自己負担、医療の自己負担は1割から2割に引き上げる、70歳から74歳、引き上げ対象と、年収で280万以上、夫婦世帯で2人の合計収入が346万未満であれば、負担は1割というようなことで、今後、この細かい数字、国民年金契約受給額の66万以上の340を上回るものに対しては夫が2割、妻が1割というような形で載っておりますが、詳細なことを若干お伺いしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の内容といたしましては、今回の介護保険法の改正に伴います一部利用者の負担の見直しと、先ほど私のほうからもご説明申し上げました一定資産を有する方の補足給付の見直しということで、内容についてご説明をいたします。

一定以上所得の利用者負担の見直しということでございまして、年金収入につきましてはあくまでも収入金でございすけれども、280万円以上の方の利用負担を1割から2割に引き上げるということでございます。

次に、その利用上限ということでございまして、これが3万7,200円から4万4,400円に引き上げるということで、上限をそちら引き上げるということでございます。

次に、一定資産を保有する方の補足給付の見直しということでございすけれども、これにつきましては一定資産、中身といたしましては預貯金で、単身で1,000万、夫婦で2,000万以上の方につきましては補足給付、この内容につきましては居住費、食費の中でございすが、これについて見直しをかけたいということでございます。これにつきましては、年金の収入が低くても資産があれば、その補足が受けられないという中身でございす。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 答弁を聞いていますとなかなかわかりづらく、不透明な部分がかかなりあると思うんですが、高齢者を切り捨てない支援ができるよう、納得のできる前向きな対応を要望いたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、10分間の休議といたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時14分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

### ◇ 古川文雄君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） おはようございます。

2番議員、古川文雄です。

私は、自分にとって9月定例会が自分の原点であると考えております。というのも、9月定例会は私が町議会議員として挑んだ初めての定例会であり、初めて一般質問をさせていただいた定例会であるからでございます。そうした、言わば節目の定例会に一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

現在の任期は残すところあと1年ということで、最後の9月の定例会になりますので、過去3年間を振り返り、今後へとつなげていきたい、そういった思いを持ちながら、通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、1番の町外避難者に対する支援策についてですが、平成23年9月定例会に質問させていただいた案件でございます。その際の答弁といたしまして、自主避難されている皆さんの個々の要望に対し、今後対応してまいりたいという答弁をいただきました。自主避難している町民に対して、どんな要望調査を行い、その中でどんな要望が出され、それに対してどんな対応をとったのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、全国避難者情報システムによりまして、町外の避難先へ登録しております自主避難者については、9世帯29人となっているような状況でございます。町としましては、これら

の方々に毎月、町の広報誌を送付しております、町関係の行事等やお知らせについて周知しているような状況でございます。また、福島県からも、各市の情報が同様に提供されておりますので、これらについても同封しているような状況でございます。

広報誌を送付する際に、特に状況が変わったことはないか等の呼びかけを実施しております、調査といったことは現在しておりませんが、この呼びかけに対しまして、今のところ返事等はないような状況でございます、今後も引き続きまして情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。当然ながら、要望があればその把握にも努めて、個別に対応したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ただいまの答弁の内容によりますと、十分な対応がなされているというふうに思いますが、個人の意見からすれば十分な対応ではないのかと、個人個人の意見とすれば、十分な対応になるかならないかは個人の意見となりますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。そこで町との縁を今後断ち切ることはないよう、ますますできる限りの支援を要望しておきたいというふうに思います。

続きまして、2番の住民生活に密着した交通環境の整備についてですが、こちらも過去の平成25年3月定例会におきまして、赤字路線バスに助成するより、地域住民、特に高齢者の方々に密着した町運営のマイクロバスの運営にしようかというふうに質問をさせていただきましたところ、今後、総合的に検討したいという答弁をいただいております。

あれから1年半が経過しようとしておりますが、より生活しやすい交通環境について、どんな検討が行われ、今後どんな方向性でいくのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

より生活しやすい交通環境といいますのは、いわゆるデマンド方式の交通のことだと思っております。デマンド方式につきましては、路線、ダイヤ、運賃の設定等が自由にできまして、自宅付近まで迎えに来てくれて、目的地もある程度自由に設定できるメリットと、運行ダイヤが当日まで確定しないことから定時性が保てない、車両数の確保や予備配車システム、オペレーター導入等の初期投資の費用が大きいことなどの課題がございます。

また、ほかのケースを見ましても、乗り合い率が低い、運賃面でのタクシー事業とのすみ分け等の問題もございます。デマンド交通導入に当たりましては、利用者の細やかな要求に対応するのが難しいこともあり、また、初期投資や毎年の費用負担等があることをこれまで

の検討としまして、現状での導入は難しいと、現在考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） お盆中はたくさんの方々のお話を聞かせていただく機会が多くありました。中には、最近、運転免許証を返納したという高齢者の方もおりまして、免許を返納したため、今後の通院や買い物、自分の用足しなどに相当な不安を抱えておりました。病院の送迎やスーパー、コンビニ等の配達などがあっても、今までのように自由がきかないのが大変不便だというふうなお話をいただきました。

コンパクトな町なのも十分理解できます。ですが、こうした声に直轄に応えられるのが行政ではないでしょうか。こうした高齢者の意見も十分検討内容とし、今後いろいろなことを検討していただくよう要望させていただきます。

続きまして、3番、格外品となる果物等の活用についてです。

今年3月にこちらでも質問させていただきました。消費動向や成功事例について、研究、情報交換を行っていききたいとの答弁をいただきましたが、それからどういった研究が行われ、どういった方々と情報交換をしているのかをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の特産品である果物などを活用した商品を開発しまして、新たなビジネスにつなげていくということにつきましては、農家の所得向上にも役立つ手法であるというふうに考えております。新たな商品の創造についてであります。全国的にも地元産品を利用した商品が市場に出回っており、農家みずから商品化するもの、地域おこしとして開発されるもの、食品メーカーが産地限定などで開発するもの、高校生の企画によるものなど、あらゆる開発手法で、その商品開発には多岐に及んでいるというような状況でございます。

本町におきましても、過去に関係団体などが手がけた商品がありますが、一部を除いては販売の継続に至っていないという実態もあります。町内から新たな商品を発表し続けることができるシステムとして、継続してPRをしていく仕組み、販売の支援をし続けるトータルな仕組みが必要ではないかというふうに考えております。

国や県の支援制度もありますが、それらに加えて、町が個別に支援できる具体的な制度が必要であるという検討を進めておりますので、なお、この検討を具体化させるための準備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今後もそういったシステムづくり、きっかけづくりをお願いしたいというふうに思います。

そこで、過日の新聞報道で見たのですけれども、先月上旬、福島大学地域ブランド戦略研究所で、高校生のための6次産業化学習講習というものが開催されておりました。その記事を拝見しますと、岩瀬農業高校からも生徒が参加した模様です。身近にそういった農業高校が地元にある中で、こういった人材に協力等を仰ぐ考え等はお持ちでしょうか。重ねてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

過去にも、町や関係団体などが予算化して商品開発に取り組んだ実績があるということがあります。そのような経験を踏まえて実施していきたいという考えもありますが、例えば、議員がおっしゃるように高校生の活用という意味では、昨年度からオランダ祭りにおきまして、岩農生が商品開発に取り組んで参加しているという実績がありますので、このような取り組みを町の施策にも取り組んでいけるような仕組みをつくるべきだというふうに考えております。

町の特産の果物等の規格外品を活用することは前回もご提案をいただいておりますが、繰り返しになりますが、これをどのような仕組みで支援していくのかということになるろうかと思っておりますので、なお検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） そういった生徒が学習した成果を実践する機会を提供することも、生徒さんの興味、意欲が湧いたり、高校生が町とタイアップすることでの話題性、付加価値が出るのではないかというふうに考えます。その辺も含めて、よろしくご検討をお願いいたします。

次に、（2）番の商品開発のきっかけづくりについてです。

福島市では、福島スイーツコンテスト2014を、JA全農では、桃を使ったスイーツのレシピなどを募集しております。こうした状況を踏まえ、私が今年3月に要望した、主婦の方々であったり、子供たちと一緒に共同開発できる環境づくりの要望について、どうお考えかお聞かせいただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

商品開発のきっかけづくりということでもあります。民間事業者におきましても多くの商品開発が行われておりまして、販売が継続しているもの、そうでないものなど、現在進行中のものなど、商品開発は常に進んでいるというような状況にあるかと思えます。

このような日ごろの経済状況が絶えず進むということの支援をすることが、町にとっても非常に大切でありますので、議員がおっしゃいますように、繰り返しになりますが、そのような仕組みを、体制づくりを具体化させていくというのが今の考え方でありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） こちらも提案ではありますが、大々的なコンテスト等ではなく、母親が考えた子供に食べさせたいおやつなど、子供たちが考えた食べたいおやつなどを、話題性、そういったストーリー性を重視したきっかけづくりを、改めて要望させていただきたいと思えます。

続きまして、4番の日本型直接支払制度の創設に伴う地域の組織づくりについてです。

農業政策の大転換により、地域活動が重視され、交付金の受け入れなども含め、地域組織が果たすべき新たな役割が発生してくると思えます。こうした地域づくりを今後どういった流れで行うのかをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度から始まりました仕組みの新たな農業・農村政策の4つの改革の一つであります、日本型直接支払制度の推進についてのご質問でございますが、今回の改革は、既存の農地・水・保全管理事業を農業・農村の持つ多面的機能の維持を図るための地域施策としてであります。

その他の3つの改革であります農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、この3つの改革であります産業政策とあわせまして、車の両輪の片方というふうに位置づけられておるのが、この日本型直接支払制度でございます。

平成19年度から実施してまいりました農地・水・保全管理交付金につきましては、実施地区において有効に活用され、地域の共同作業など集落でのコミュニケーションが深まったも

のというふうに考えております。

このたびの改革では、平成27年度から法律に基づく制度となり、農地の維持、資源の質的向上を推進する上で、交付単価の増加などの充実が図られます。この制度を各地域で活用することが有効でありますので、地域での推進を支援してまいりたいと考えております。

今後の推進の流れであります。これまでも各農業関係団体などに新たな制度を説明してまいりました結果、前向きな検討をいただいている地区がありますので、地区説明会を通じて立ち上げを支援してまいります。また、今のところ実施条件が整わない地区におきましても、推進に必要な支援を検討しながら推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 平成27年度からの活用と、農地維持に対しては大変必要不可欠な組織となることは必須だというふうに思います。既存組織を活用するとはいっても、新たな組織を立ち上げ、新規事業に取り組む場合、軌道に乗るまではかなり苦勞することが容易に想像できます。ましてや、今回は全く新たな組織を立ち上げなければならない地区もあるようですし、かなりの金額の交付金を取り扱うようになると思われま。農家の方にとって何が一番利益につながるのかを含め、適切な助言、指導、アドバイス等をよろしく願いを申し上げます。

次に、5番の駅前安全確保についてです。

先ほど、長田議員からも質問が行われましたが、駅東口はグリーンロードへの路上駐車がひどく、非常に危険であります。駅の西口にあっても、タクシープールの中だけではなく、ひどいときには西口も路上駐車が行われ、安全が確保されていない状況を見受けられます。

町はそうした状況を把握しているのでしょうか。把握しているならば、その危険な状況に対し、どういった対策を検討し、安全確保を図るのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

西側駅前の通学、通勤のピーク時に大変混雑するというような内容でございますけれども、駅の西側につきましては、待機場所としましてロータリーが整備されております。朝夕の通勤、通学の送迎時には送迎の車で大変混雑しておりまして、中には町道にはみ出している駐車もあるようでございます。特に調べましたところ、上り線の到着におきます迎えの車が多いと、特に平日は7割が上り線、土日がやっぱり8割から9割がほとんど上り線のお迎えでございます。そのうち車道にはみ出しているのが、やはり下り線よりも上り線が、9割以

上が上り線のお迎えだということで、ロータリーに最大19台、そのほかに、車道に大体9台はみ出しているような状況でございまして、特に夜の7時から9時が一番多いような状況でございました。当然ながら、駅利用者の利便性におきましても、また交通安全の観点からも十分危険だなと考えてございます。

現在、駅東に新たなロータリー等の拡充でございますけれども、整備は困難でありますものですから、以前も駅前駐車場を利用させていただきたいと、駅前駐車場につきましては1時間無料ということになっておりますので、それについてはこれまでもやってきましたものから、それに重ねまして、車道の二重駐車とならないような交通安全の啓発も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

また、駅東につきましても、町長から答弁ありましたように総合的な整備計画の策定を今、予定してございますので、その中で位置づけてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ちなみに、これまでそういった送迎車両等が原因で渋滞混雑による交通事故等の報告はあったのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 駅前の送迎に関して、交通事故、特に人身、そういうものは現在のところ報告されておられません。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今までそういった人身事故等が起きなかったということは、不幸中の幸いとも言っても過言ではないかというふうに思います。今までのそういった実態を把握しながら対策をとらず、事故が発生してしまうことは、非常に残念なことと思います。こちらでも早急な事故防止策を要望させていただきます。

平成23年9月の初当選から、早くも3年が経過し、残る任期はわずか1年となりつつある中、思いも新たにしているところで、改めて勉強させられた出来事がございました。当町でも体協主催のゴルフ講座で、講師として大変お世話になっております角田博満プロの挑戦でございます。角田プロは石川町生まれの35歳、3年前から鏡石町に在住しており、ティーチングプロとして活躍されていたかわら、いわゆるトーナメントプロへの挑戦を10年間続けておりました。皆さん御存じかというふうにと思いますが、今のプロゴルフ界は男女ともジュ

ニア世代からの活躍等が必須な状況でございます。そんな中、角田プロは人一倍努力を重ね、10年間夢を追い続け、35歳にして、晴れてトーナメントプロの仲間入りを果たしたわけであり、虚仮の一念、岩をも通すということは、こういったことを言うのではないのでしょうか、愚直に行い続ければやがては実を結ぶと。私もそういった角田プロを見習い、初心を忘れることなく、どんなことにも愚直に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 4番目に質問をさせていただきます、1番議員の円谷寛でございます。

昼時間が迫っているわけですが、どこまでやるかわからないですけれども、質問に入らせていただきたいと思います。

今、マスコミは挙げて、第2次安倍改造内閣についての報道がにぎやかに行われております。大変マスコミが大騒ぎをしているわけでございますけれども、さめた見方もございまして、きのうの朝日川柳では、閣僚変えても何も変わらずなんていう川柳がございましたが、私もそのようなものではないかというふうに思っております。いろいろ女性大臣をたくさん登用したりして、何とか国民の今の政治家への不満というものから目をそらして、そして来年の統一地方選や、来る総選挙や参議院選挙を乗り切ろうということだろうと思うんですが、たくさんほころびが出てございまして、私は非常にこれはその本質を隠蔽するために行われていると、そういう内閣の改造ではないかというふうに思います。女性大臣とか女性の党役員を増やして、いろいろ国民にイメージを変えようとしても、その基本的な方針といいますか、性格は全く変わらない、こういうふうに私は思うわけでございます。

その性格を一言でいえば、やはり大企業奉仕、さらには大衆いじめということが顕著に行われている政権ではないかと思うんです。低所得者が大変苦しんでおります消費税、この低所得層ほど負担割合の多い消費税を5%から8%に上げ、さらに来年は10%にしようとする一方で、法人税の減税を大幅に引き下げていこうという露骨な大企業奉仕を、今やろうとしているんです。そして、その法人税減税の財源のために、今、法人税を納めていない中小零細企業から何とか税金を取ろうということで、いろいろ検討を進めているようでございまして、その今の状況の中で、苦しい経営をしている中小企業からどんどん税金を集めて大企業

の減税をしようという、こういう政策が今行われようとしているわけです。さらに大企業に一番恩恵のある原発の再稼働と、さらには原発の輸出をしようとして、外遊のたびに日立とか東芝の幹部を連れてトップセールスをやって、何とか原発を輸出して大企業をもうけさせようということをしているわけでございます。

さらには、成果主義という名目のもとに企業体系を変更いたしまして、サラリーマンの残業代をなくしていこうということを取らんでいるようでございます。初めは年収1,000万円以上の高額所得社員を対象だと言っていますが、これはかつて派遣労働者がそうだったんです。派遣労働者というのは、特殊な技能を持った、途方もない高額な技術者を、そういう人達を派遣という仕事で認めていくんだということをやったんですけれども、これがどんどん拡大をいたしまして、今、本当に猛烈な勢いで、使っている現場には権限のないような、そういう派遣労働者を変に非常に抑圧をされながらどんどん増やしてきているということを考えれば、この残業廃止は一般の労働者に及んでいくことは、火を見るよりも明らかでございます。

さらに、労働者の実態は、きのう厚労省が発表した7月の勤労統計調査で、建設業とかサービス業は大変人手不足で賃金が上がっているようでございます。特に建設業は除染とか何かで大変人手不足を来していると、震災からの復興などで。それでも勤労者全体の実質賃金は去年の7月から13カ月連続で減少しているということでございます。これが安倍政権の本質でございます。

さらには、今、従業員が勤務中に発明をした、そして特許を取った場合、特許権を正当な対価を払って会社のものにすることができるという、そういう特許法があるんですけども、それを企業のものに所属をすることで、こういうことを今日の新聞に大きく報道されておりますが、研究者に対して全く無権利で、それは仕事に発明したんだから、それは会社のものですよという、そういう特許法の改正を方針として決めたということも言われております。

しかし、一方で識者の見方としては、これは優秀な研究者が、皆海外に頭脳流出をするのではないかと書いておまして、これはまた二次財産の厳しい状況をつくり出すのではないかとこのように思っております。

さらには、TPPという非常に我々第一次産業に所属するものにとっては致命的とも言えるその政策を、今必死になって進めております。今度の内閣改造で典型的なのは、TPPの推進のために今まで交渉に当たってきた西川公也氏を農林水産大臣にするということです。これは日本の農業をつぶして、アメリカなどに市場を開放しようとする、そういう決意のあらわれではないかと思うんです。こういういろんな政策を非常に財界は評価をしておまして、経団連は、今日の新聞ですか、大きく5年ぶりに自民党への政治献金の呼びかけを会員企業に行うという決定をしたというふうに報道されています。これはまさに金で政策を買う

ことでありまして、こういう企業献金をなくすために、やはり政党助成というものをやるんだということで、政党助成金というものを国民1人当たり250円もの資金を使って政党に助成をしているわけです。それをなくさないまま、さらに企業献金をそういう形で集めるということは、まさに国民を裏切る許せない行動だというふうに思いますので、我々はこういう安倍内閣に対して厳しい視点を持っていかなくてはならないと思います。

そして安倍内閣のもう一つの本質というものは、これが前の第1次内閣でも言いましたように、戦後レジームからの脱却ということをやってきました。特に戦後非常に犠牲を払った、その戦争への反省を基調として、要は民主主義というものを基調とする戦後体制というものを築いてきたと思うんですけれども、これを安倍内閣は何としてでも壊していこうと、こういう性格を持っているというふうに思うんです。特定秘密保護法も強引に採決いたしましたし、今回の集団的自衛権の問題などは、まさにこれは憲法違反でございまして、憲法を守るべき責任を負っているのが国務大臣とか公務員なんですけれども、これをみずからそういう勝手に解釈をするんだということを、閣議の中で解釈をするんだことをやろうとして解釈をしたわけでございます。これは今まで日本はアメリカの戦争に巻き込まれないできた、大きなその突っかい棒が憲法9条だったと思うんですけれども、これを今、そのしがらみを外して政策を完遂しようとしているんです。今回の人事を見ても、今の内閣でも、非常に反動的な稲田朋美などがいたんですけれども、さらに山谷えり子とか高市早苗などのウルトラ反動分子を閣議の閣僚の中に入れて、この安倍内閣の政策を遂行しようというふうに考えております。

もう一つは、今回の大雨の被害についてでございますが、長田議員も冒頭で述べておられましたけれども、今回の雨の降り方、ことしの夏の雨の降り方を振り返りますと、もう新聞紙上で観測史上初めてなんていう言葉が何回も出ておりましたし、さらには広島の実害などもそうですけれども、数時間のうちに通常8月1カ月分の雨量が降ったというような記録が何度も何度も出されております。これはやはり我々としても十分これからの町政の上で考えていかなくてはならない問題だと思うんです。例えばそういう8月1カ月分の雨がこの辺に降ったとすれば、私どもの住むこの成田などは、阿武隈川というのがございまして、これが大氾濫するのはもう間違いございませんから、そういう雨が降ったときに備えて、我々もいろいろ考えていかなくてはならないんだろうと思うんです。

また、広島のように大きな土砂崩れというものは、我が町内には余りないかとは思いますが、それでもやはり小さい土砂崩壊というものは当然予想をして、いろんな日ごろから調査をし、対応をしておかなくてはならないのではないか。そういうことを日ごろから備えておくべきことを、今回の広島のような土砂崩壊で我々は学んでいかなくてはならない、そしてハザードマップにそういうことを十分取り入れたハザードマップというものをつくっ

ていかなければならないのではないかと思います。

やはり、この大雨や洪水、土砂災害を考えると、やはり長田議員も触れておりますように、地球温暖化、CO<sub>2</sub>の排出というものを、我々は真剣になって取り組まなくてはならないというふうに思うんです。やはり自分たちは温暖化防止のために何ができるんだ、そしてどういうふうに取り組めばいいのかということを常に考えなければならぬ、こういうことを我々は今回の大雨の経験から、やはり考えていかなければならない。便利さにだけ流されて無駄な電気を使っていないか、もっと節約できるものはないのかということを常に考えなければ、地球の温暖化というものは防げないだろうというふうに思います。

私はこの土砂災害を考えると、もう一つ考えていただきたい問題に、やはり今日、日本の森林が全く手入れがなされず荒れ放題になっている、これも土砂災害の大きな要因ではないかというふうに考えているんです。特に山を手入れしてもお金にならない、本当に手入れがされていないために、間伐などもしていないから根が深く張れないわけです。ちょっと雨が降れば土砂崩れが起きるということでございまして、やはり我々は、この金にならないとはいえ、山林、森林を手入れしていく、やっぱりそういうことが防災上も必要なのではないかということを、この災害で非常に考えさせられたわけでございます。我々は今まで、余りにも目先の利便性とか金もうけにばかり目を奪われて、そういう大局を失った、そういう生き方をしてきたのではないかということを、今やっぱり改めて反省をしていかななくてはならないのではないかとこのように思います。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

道の駅の設置について、我々今回、議会の冒頭にも報告がありましたように、研修行政視察を行ってまいりました。たくさんの町費を使わせていただいて我々は勉強してきたわけですが、その成果を我々は今改めて考えていかなければならないというふうに思っています。

その中で、私は今回の視察の中でも、やはり道の駅というものが、どこの自治体に行っても真剣に町おこしのために取り組まれているということです。町が産業振興、農業の活性化のために、この道の駅というものをフル活用して町づくりを行っているという実態を見てきたわけでございます。

現在、道の駅というものは大変多く、どんどん増えておりまして、道の駅全国地図というものが出ているんです。この4月に発行された道の駅では1,014駅となっているんですけれども、これがまたどんどん増えているんです。福島県でいっても、この本では福島県は26カ所出ているんです。しかし、この間にもどんどん増えておりまして、4月に26カ所この本が出されたんですけれども、これがどんどん増えまして、先月の28日、これが国道400号沿いからむし織の里しょうわというものがオープンしました。これが28カ所目になっていた

んです。それでこの本では、4月に発行されたこのマップでは26カ所となっていました、私、郡山の国土交通事務所に問い合わせたんです。この本では26番になっている、28番が今度オープンしたということで、27番はどこなんだということで聞きましたらば、それは10月2日にオープンをするあいづ湯川・会津坂下であるということなんです。順番がおかしいんじゃないかと言ったらば、これは登録順ですと、4月の時点であいづ湯川・会津坂下というものは27番目として登録をされた、そしてオープンは10月2日だと。28番目に登録をされた、からむし織の里しょうわは、8月28日にオープンした。しかし、これはあくまで登録では28番目だということ。この間にも、4月に発行されたこの本の後にも、既に2カ所の道の駅が来月のオープンと先月のオープンで28カ所に増えているという、こういう形で大変人気があって、お隣の天栄村には2カ所もあるわけです。このカードでは、一番多いのは北海道が114カ所、その次に岐阜県、岐阜が54カ所、そして長野県が41カ所という形で、たくさんの自治体がこういうものをつくって、新潟には37カ所あります。そしてこの道の駅を使って町おこしと農業の振興等を図っているわけです。

ですから、これをやはり我が町でもやらないという手はないんです。まして、我が町は交通の要所でございます。4号線もあれば県道も何本かあると、こういう状況の中で、やはり道の駅というものを、これからの町おこしに大変重要なものではないかということで、この道の駅をそろそろ町長は決断してみてもは。私も前に質問しましたら、町民から、大変いいことを議会で論議していると、もっと頑張ってくださいというふうな激励を受けておりましたので、私は今回も前回に引き続き、この問題について質問をさせていただくように取り上げたということでございますので、ぜひご英断をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合で昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の産業振興、地域振興にとりまして、道の駅や地域産品の直売所などにつきましては、非常に有効な施策であるというふうに考えております。同時に、道の駅は非常に大きな財政投資が必要であり、慎重な検討が必要であると考えております。

我が町の町づくりを進める上において、地産地消や交流人口の拡大による地域産業の振興など、これらに関連する施策をどのような形でどのような時期に推進するかにつきましては、

なお検討を加えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町長、やっぱり答弁すべきじゃないかと思うんですけども、こういう重大な問題で、どこでもやはり町の振興にこういうものを今活用しているというときに、そういうものをやらないで、一体どうやって、町長はすぐに6次化とかなんとかなんて言うけれども、どうやってその町の産品をこれから売っていくのか、町長の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 道の駅につきましては、今、担当課長から申し上げたとおりでありますけれども、まず県内の中でも59町村あるわけですが、今のところ全部あるわけではございません。そういう中で、我が町では既にかんかん館という、そういったものも以前あったと、こういった部分についても、この道の駅も確かに大事かもしれませんが、そういったことから、しっかりと対応しなければならないというふうに考えております。

また、我が町を見ると、例えば、いわゆる高久田地区、鏡田地区においては、4号線沿いには既に果樹等については臨時的なそういった売店等もされていると、これは多分近隣の町村には4号線の中でそういったものがされているということはございませんので、そういったことも含めて、今後、産業課長から申し上げたとおり、しっかりとしていきたい。その前にはやはり何と言っても、そのかんかん館について何とかしていきたい。ましてや駅に降りてみたい、そういった中で田んぼアートも実施していると、先週の日曜日も約400名ほどの来場者があるという、そういったものも含めて、駅に降りてみたいの中でかんかん館、そういったものをまず立ち上げることが大切ではないかなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） やっぱり田んぼアートで自己満足をしているようでは困るんですね。田んぼアートで何ぼ町に、町民の懐に足しになっているかというのを、ちょっと答えてくれないかい。どういう成果として、どのくらいの町民に懐を潤しているんだか、その辺統計あったら教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 田んぼアートも3年目ということでございます。ただ、今、数字を見ても、約1万2,000近くの方が来訪されているという状況であります。ただ、田んぼアートもやらなければ、いわゆるこの1万一千何がしの分についてはというか9,000人近くが町外からの来訪者であります。例えば、これがなければ9,000人はこの町には入ってこないということでございますので、やはりこの町にいわゆる交流人口をつくるということが、まず大事ではないかなというふうに思って、いわゆるこの田んぼアートもその一つだと、田んぼアートばかりじゃなくて、または体育施設、いわゆる鳥見山公園を中心とした体育施設、こういったものも交流人口の一つであります。今回、人口芝生にした、これもやはり人口交流の拡大の一つであります。こういったものを一つ一つしながら、交流人口を深めながら、いわゆる6次化もそうありますし、いわゆるこういった道の駅にできるような、そういったものにもつながるような、そういった施策が一つ一つ大事ではないかなというふうに考えて、これからもそういった中身で進めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 質問に答えていないんだ、町長は。どれだけ、これはやっぱり施策をやったら施策の成果として、どのくらい町に、町民の懐を増やしているのかを、やっぱりデータでつかむ努力をしないと、本当にただ来たというだけで、来てただけで、ただ排気ガスを残したり、エレベーターの電気料を使っただけで終わっているのかもしれないんだよね、それではだめなんですよ。いかにその施策が町民の懐を温めているのかというものを、やっぱりデータの的にとっていかないとだめだと思うんです。その辺、とる意思はあるんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさにそれはそのとおりであります。

ただ、1日にして、この1年、2年、3年の中でそういった効果がすぐ上がるというものではないというふうに私は思っております。これは長年かけながらしっかりとしていくと、これもまだしっかりとしたデータはとっておりませんが、やはり田んぼアートに来られた方が町内の商店街、さらには飲食店で食べられたり、そういったことも実際は聞きます。ただ、その数字的にはまだ上がっておりませんが、これはやはり長年続けていく中で、一つ一つこれから商店の方々も含めて対応すると、それに向けて商店街の方も対応するという、一つ一つの地道なこれからの商店街の活動、商工会も含めてそういったことにつながるということを私は信じております。そういうことでございますので、もう少しその辺につい

ては長い目で見ていただきたい。ただ、先ほども言いましたように、要はこの町に人が入らなければ何も動かないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 長い目で見ろといっても、その今の延長では、決して町の商売の売り上げが上がるというふうにはちょっと見えないですね。やはり、目的意識的にそういうものは求めていかなかったらば、ただ人がいっぱい集まれば何となく売り上げが上がっていくんじゃないかみたいな、そういう話では全く百年河清を待つで、町民の懐は温まらないです。目的意識的にそれをどこに誘導するんだ、例えば五所川原へ行ったらば、五所川原は私も去年行って来たんだけど、エレベーターに乗るのに1時間半待っていなきゃならないんだね、しかしそれは有料なんです。有料でそこだけだと200円だと、もう1カ所あると、道の駅にあると。道の駅と両方ならば300円だと、両方の券を買えば。そういう形で有料にして、しかも先に道の駅をつくって誘導して、そこでいろいろ田舎館村の物産を売ると、こういうふうに結びつけているんです。鏡石の場合はちょっとそういう視点はないんです。だから、もう少しやるんならやるように、町民の懐を温かいようにしないと。

ただ、本当に職員は大変なんですよ、田植えの最中に農家やっている人は家の田んぼもやらずにちやならないときに、犠牲を払ってやっているわけですから、そういう苦勞をしながらも、しかしこれは直接町民の懐には何もなっていない、そしてエレベーターの電気料だけ使って、何だか排気ガスだけ置いていかれるようなイメージでは、これしようがないですよ。ここをもっと目的意識的にそういうのを結びつけるような施策をやっていかないと困ると思うんです。私は、それはやはり道の駅しかないのではないかというふうに思っているんです。もう少しその辺はこれからも引き続きやっていきたいと思っています。

2点目は、マスコットキャラクターの選定と作成後の運用方法についてでございますが、何か今までのリーフレットなどによりますと、近いうちにこれを決めていくというふうなことがあるんですよね。しかし、これは非常に大変難しい問題だし、重要なことでありますので、簡単に安易に決めてもいい結果は出ないのではないかと、むしろもう少し慎重に選んでいただいて、これぞというようなものがない場合は、やはり次回に、毎回再募集するというくらいの、そういう取り組みがいいのではないかと。安易に決めてもらっても、これはただ、今までの多くの市町村にあるような二番煎じでは、これは決していい結果はないというふうに思うんですが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町をPRするためのキャラクターを開発するイメージキャラクター創造事業につきましては、鏡石町魅力ある町づくり実行委員会が実施主体となりまして、事業を現在進行しているところでございます。

現在は、キャラクターのデザインの募集が終了したところであり、最終的な数字の確定には至っておりませんが、全国各地から300を超える応募がありました。かわいらしいデザインから独創的なデザインまで、町の特色を踏まえた多様なキャラクターデザインが集まったところでもあります。

今後は、デザインの専門家からアドバイスをいただきながら、実行委員会による第1次選考会及び関係団体の代表者による最終選考を経て、実際に開発するためのキャラクターデザインを決定してまいりたいと、こう考えております。

なお、デザインの選定に当たりましては、満足すべきものがない場合、再募集を行うべきではという今回のご提案でございますが、そういったご提案も踏まえながら、選考委員会の中で慎重に検討、決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それはそういうことですね。やっぱり拙速を避けて慎重に、立派なこれぞ鏡石町のシンボルキャラクターだと言えるような、そういう選定というものをぜひ行っていただきたいと思います。

2つ目ですけれども、これつくるのはいいのですけれども、それを活用するに当たって、やはりどういう体制でこれを活用、運用していくのかということで、やっぱり人員の配置です、あちこちイベントある時にはいかになくてはならないわけですから、当然人員の配置と予算というものを考えていかないと。来年の予算でこれを計上すべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町のイメージキャラクターにつきましては、デザインの決定後に着ぐるみを制作して、その後、町内外の多様なイベントに参加するなど、活用されるということになるかと思えます。具体的なキャラクターの運用方法につきましては、現在、魅力ある町づくり実行委員会で検討をしている段階ではございますが、キャラクターを活用していく中では、人件費等の新たな経費がかかることが想定されます。進化する鏡石町をPRする上でキャラクターを効果的に活用することは、重要な手法の一つであると考えておりますので、今後は実行委員会

だけでなく、全庁的な検討もあわせながら進め、効果的な事業の実施に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今の産業課長の答弁を、非常にこれからの運営に当たってぜひ踏まえて、町長、特に予算の面については、やはり仏つくって魂入れずでは何もならないわけですから、ぜひ、つくった以上は有効に活用する、そのためにはきちんとした人員と予算を張りつけるように要望しておきたいと思います。

3点目は、新たな農業・農村政策についてお尋ねをいたします。

先日、議員の勉強会をやりまして、産業課の皆さんには大変お忙しい中を資料をつくっていただいて、我々の質問、疑問に真摯にお答えをいただきました。しかしその事業の大変さ、困難さというものを、私たちは勉強する中で十分肌身にしみてわかったわけです。大変これは重要な町民の、特に農業者のこれからの本当に将来のかかった、そういう大事な事業であると、これを有効に活用して国の予算などを着実に農家の手に渡るように、町はこれからいろいろ施策をやっていかなくちゃならない。

しかし、それだけの重要な仕事でありながら、本当に予算的には、あるいは人員的に職員の配置などは十分にできているのかということが、今の動きの中では見えないんです。ここに書いてあるとおり、町長の考えとして、そういうものを踏まえてこの事業に取り組むのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回の新たな農業・農村政策ということでありますけれども、日本の農業につきましては、ご承知のように農業従事者の高齢化、あるいは耕作放棄地の拡大、そして多くの課題を抱えております。これは我が町にとっても同様の課題であるということであります。

これらの課題対応のために国としまして、ご承知のように農地中間管理機構の創設、さらには経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、そして日本型直接支払制度の創設ということで、4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者がチャレンジできる環境を整備すると、そして、それとともに地域が一体となって農業・農村の多面的機能を維持、発揮し、強い農業づくりを進めていくということでございます。そういうことで、町におきましても今回関係する予算について、今定例会に計上をさせていただいたところであります。

今後も、農家にとって有効な制度の活用、そして予算の確保と推進に必要ないわゆる職員体制、その体制等も含めてしっかりと整備に努めてまいりたいと、そのように考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、この大事な事業ですから、その国の金が農家の手に完全に渡るように町の取り組みに努めていただいて、これは農家の方には詳しく時間をかけて説明してもらわないと、今、農家の就業者も非常に高齢化が進んでおりますので、若い人のように通り一遍の文章を預けたとか、1回しゃべっただけでわかるなどはちょっと考えられませんので、大変複雑な事業ですから、十分な説明ができるような人員配置を、ぜひ町としてやっていただきたいというふうに思います。

4点目の人・農地プランについても、これも3番目と同じように、この問題に対する町の取り組みはどのようなものを計画しているのかについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するために基本となる、人と農地の問題を一体的に解決していくということが、この人・農地プランという考え方でございます。

国は、これらの問題を解決するための地域農業マスタープランである人・農地プランの策定を市町村に求めているとともに、国の各施策がこのプラン策定の地区に重点化されるということになっております。町におきましても、国の施策を有効に活用するために、このプランづくりのために地域での話し合いを進め、農業の未来図を描き、地域にとってメリットのあるプラン策定を進めてまいりたいと考えております。

今後、農業者へのアンケートを実施いたしまして、地域への説明会や話し合いを行い、担い手の発掘を行いながら、プランの作成を進めていきたいというふうに考えております。また、策定後につきましても、この取り組み状況などの確認を継続的に実施しながら、随時、見直しや拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、今の取り組みについて、本気になって取り組んでもらわなけれ

ばならないんだけど、産業課長、幾ら一生懸命やるといっても、これ人とか予算の関係は産業課長の答弁じゃなくて、町長、やっぱりこれもさっきと同じように職員の配置と予算の裏づけがないと、この政策が実行的なものになっていかないんです。この辺について町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは先ほどの3番で申し上げましたとおり、その対応についてはしっかりとやっていくということでございますので、先ほどの答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 本当にこの大事な事業ですから、人もつけない、予算もつけないで、この事業が達成できるというのは思われませんので、本気になってこの農政を考えていけば、前の事業とこの事業に対して、やはりきちっとした予算と職員を配置して取り組んでいただかないと、今までの体制でおまえらやれというだけでは、これは非常に無責任な話になってしまいますから、ぜひこれは実効性のあるものとするために、来年の予算で人も職員もきちんと配置をして、そして農家がそういう制度わからなかったなんていうことで終わってしまわないような取り組みを、ぜひやっていただくように要望をしておきたいと思います。

大きな5番目の図書館のレベルアップについてでございます。（1）として図書館は勘違いしているんじゃないかと私思うんですけども、本の集め方なんて見ると、何か大衆受けのするような、失礼ですが、ミーハー本みたいなのをいっぱい集めて、なるべく貸し出し冊数が増えれば、それで何か満足しているみたいな傾向が、私は本の購入目録なんか見ていると毎月出ていますから思っているんです。

やはり、図書館というのは基本的に貸し本屋ではない、そういう業務もやっていいのですが、そういうことばかりじゃなくて、もう少し知的なレベルアップ、そういうものをするための拠点とするべきじゃないか。そういうためにはもう少し手の込んだ本、個人ではなかなか買えない本、私はこういう考え方なんです、読むに値する本は買うに値すると思うんです。それはいろいろ学生さんなんかはなかなか、そうはいっても本は買えない人もいるから、そういう人たちに読ませるといふ本もあっていいと思うんです。でも、もう少し図書館でないとなかなか備えられないような本をきちんと備えて、そしていろいろ調べものに対して職員が、これはやっぱり相談をして、こういうところを調べればいいんじゃないか、こういう本を調べればいいんじゃないかというアドバイスをするような、そういう機能も大事なんじゃないかと思うんですけども、その辺についてちょっと教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町図書館では、いつでも、どこでも、何でも学べるを基本理念とし、年々多様化する地域住民の学習や情報収集の需要に対応した各種資料の整備や、情報を提供できる体制を整えることを目標に運営してございます。

今後も生涯学習の拠点施設として、町民が自主的かつ能動的な学習の場として活用できるように努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、今教育長の言った答弁は中身のあるものに充実をさせていただきたいんですけども、今そういうものの努力をしているということでございますので、これから期待をしたいと思うんですが、（2）番目として、この図書館の蔵書についてですけども、非常に鏡石町としての個性のある蔵書というものを幾つかに絞って、ここに行けばこの関係の本はどこにもないようなものもあるというふうなものを、特殊なものややはり備えていただきたいと。私はもとの教育長なんかとも議論をしたんですけども、採択なんかでも。大変残念なことに、私はそういうことを言ってきたながら、鏡石の昔、この役場の向かいにあった公民館あたりに、私は、一生懸命昔はそのときは本を読んだんですけども、そういう本を古くなったからなんていって焼却処分しちゃったんですよね。私は非常に残念で、そういう中に非常にいい本があったんじゃないかと思うんですけども、そういうものを含めて、もう少し個性のある、幾つかの分野を絞って、そういうものを集中的に集めていく、そういう考えはあるのかどうなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町図書館の蔵書につきましては、町関連の資料を極力多く取り入れるよう努力しているほか、より多くのすぐれた図書資料や良質な視聴覚資料を配置すること等を重点目標としており、今後も利用者が知りたい情報や読みたい図書を確実に手にとることができるよう、町図書館としてサービス提供に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、今の言葉をもう少し充実したものとして、図書の備えにおいて、ぜひ考えて進めていただきたいと思います。

（3）番目、それとも関連するんですけども、例えば我が町には非常に町の方でやっている牧場の朝、その発祥の地である岩瀬牧場、さらには鏡石町の郷土的なそういう資料の保存とか、さらにはそれを説明できるような配置職員、いわゆる学芸員というんですか、普通、図書館などにいる学芸員のようなものを図書館に配置をして、そういう分野の点について、もう少し町の中に皆さんの知的なこれからの遺産といいますか、そういうものとして残していく、皆さんの意識の中にもそういうものを理解をさせる、そういうための職員の配置なども考えるべきではないかと思うんですが、その辺についてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） （3）のご質問にご答弁申し上げます。

町図書館では、郷土の歴史的資料を書庫やリファレンス室のガラス棚に重要なものとして大切に保管してございます。また、その歴史的な資料を説明できる職員の配置につきましては、図書館職員が郷土の歴史について理解を深められるよう、町文化財保護審議会の委員の皆さんの協力を得ながら、職員研修の機会を設けるなどして、研さんに努めるよう指導してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 大変時間がなくなってきましたので、この図書館の問題はこれくらいにしたいと思うんですが、教育長の答弁が、本当にこれから内容のあるものとして実行されるように期待をしたいと思うんですが、やはり職員の配置は、今の職員を教育するというよりも、もう少しレベルをアップした学芸員のような、そういう人の配置をやはり考えて、我々はいつもどこでもそうなんですけれども、ハードをつくと、何かそれで目的が終わったようになるんですけども、その後のソフト面というのを、政策の充実というのがいつもプールなどについても言っているんですけども、やはり必要なんです。箱物つくったらそれで終わりみたいな傾向があるものですから、図書館などについてもそういうことのないように、もう少しソフトの面での充実というものをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

大きな6番目は、消防団員の確保策についてでございます。

今年も操法競技大会にも行って見せていただいたんですが、妙に寂しい状況でございまして、分団によっては全く参加をしないという分団も何カ所か出ておりまして、どこでも分団

の団員の確保に大変苦勞している。町はもう少しこの問題を本気になって考えないと、いざ大災害になった場合の対応で非常に困る。初期消火などは常備消防で今は大体いいと思うんですけれども、大災害などの場合の復旧などについては、やはりこれは重要な役割を非常に消防が果たさなければならぬというふうに思いますので、そういう場合に備えた消防団員の確保、これを今、町を挙げて取り組まないと、やはりいざというときに大変なことになってしまうのではと思いますので、第1点のやはり予算を増額して魅力ある消防団をつくる、そういうために何か思い切った施策が必要だというふうに思うんですけれども、その辺について答えをいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消防団員につきましては、当然ながら、今おっしゃられましたとおりに、災害が起きた場合の二次的な活動に対して大変重要だと考えてございます。8月末現在で166名、大体定員の約8割の登録がございまして、しかしながら実際に活動、要するに団員として出てきてくれる方については、約半数となっている状況でございまして、消防団員につきましては、当町のみではなく全国的に減少傾向でありまして、町では各分団、本部、さらには行政区と連携を図りながら、団員の勧誘確保に今後も努めてまいりたいと考えてございます。

団員確保の方策としましては、これまで昨年度は作業服を新調いたしました。また、安全装備の支給や計画的な消防設備の更新、また消防行事の回数を減らしたり、時間を短縮したりする等の簡素化を図りながら、魅力ある待遇改善のためにいろいろ図ってまいりましたが、今後も、県外で消防団を応援する消防団応援の店というのも取り組まれておりまして、当町におきましても、これらの活動に商工会と協議をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） よその町村も苦勞をしているというのはわかるんですけども、やはり作業服のレベルではちょっと魅力あるものというふうにはなかなかかならないですね。もう少しやっぱり予算を増やして、そして実際聞いてみると、消防団手当なんていうのは、分団で何かいろいろ飲食費にあててこっちでは払わないみたいな分団が多いようなんです。やっぱりそういうこともやめさせて、直接やっぱり団員のところには手当を払うというふうなことをやるとか、もう少し実入りを増やすといったのでは語弊がありますけれども、そういう取り組みも必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町の報酬、出動手当については、前にも答弁したことがございますけれども、報酬は県内で5番目ぐらいに高いと、あと出動手当も管内においては若干高いぐらいだということがございます。お話にありましたような報酬を払わないということはないと思うんですけれども、適切に皆さんから上がっていただいた実績に対しては、町のほうでは報酬を適切に払っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 大変時間がなくなっちゃたんですけれども、実際、そこは総務課のほうでは調べていないかもしれないけれども、分団に聞くと、ちょっと前に団員だった人から聞くと、実際そういうのはもらっていないんだと、それで分団の経費で幹部が財政に充ててしまっていると、成田の場合なんか1軒3,000円ずつ2回も集めているんですけれども、そういうことをやらなくても、私は集まる人員も非常に少なくなっているんだから、済むんじゃないかと。最近はわかりませんが、やっぱりそういう実態を調べて、もし渡っていないときにはそれを渡すような指導を、やっぱり分団の経費と行政経費とか区の費用でやっていただいて、それを分団員に渡さないで分団のやりくり、宴会などに使ってしまうということのないように、どうですか、それは点検してもらえるようお願いできますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町で出すものは報酬と出動手当ということで、当然ながら個人にお支払いしておりますので、それ以降については各団の管理で行っていただきたいと。また、今ありましたように、当然ながら幹部会、分団長会議等で皆さんにご連絡をして、お尋ねをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、やはり古い昔のやり方では、今の若い人がなかなか納得してついてこないと思いますので、そういう悪弊があれば、やっぱり町も指導して改めるようにしていただきたいと思います。

(2) 点目では、これ、この前新聞に出ていたんです。どこの町だったか、消防団を出している、協力している企業に対して、入札で優先的に入札に参加させるというようなことをやっている自治体の新聞記事が出ていたんです。我々の町もそういうものも必要なんじゃないか。企業が嫌がってなかなか消防団に入らないという、そういう若い人も多いようですから、その辺いかがでしょうか、検討してもらえればもっと企業も前向きになると、あるいは表彰制度なんてやって、年に1回くらい、あなたの会社は一生懸命消防団の活動に協力してくれていると、だからこれは表彰するというようなことをやれば、企業も非常にそれは名誉なことだと思いますから、ちょっと前向きになってくれるのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

勤めている企業ということもありますし、現在ちょっと調査をしておりますが、以前の数字ですと166名おりますけれども、町内の一般企業に勤めている団員については約2割で、町外を含めた会社員で約6割というような状況になってございます。

現在、総務省消防庁のほうで、当然ながら全国で減少傾向にあるということから、消防団協力事業所表示制度というような導入を進めてございます。被雇用者が入団しやすく、消防団員として活動しやすい環境整備を事業所に対して働きかけて、それらが社会貢献として認められて、その取り組みを公表できるというような制度が、現在推進をされてございます。

また、お話にありました入札制度の優遇措置でございますけれども、現在のところ社会貢献というようなポイント制では入ってございますけれども、これにつきましては、取り組んでいる自治体等の調査をしながら、町で導入できるかについても今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 非常にもっともっと聞きたいんですけれども時間がせまって、私は時間をぎりぎり使うんですけれども、この最後のブザーは心臓の悪い人には余りよくないんじゃないかと、もう少し静かな音でも間に合うというふうに思っているんですけれども、とにかく消防団の団員確保というのは非常に重要でございまして、やはり消防団そのものが若い人に魅力のあるような、そういうものにもう少し町が本気になってリーダーを含めて教育して、やっぱりリーダーがしっかりそういう団員に心配りをしていかないと、ただ指揮命令で軍隊式にいつて、みんなが集まってきて、みんながやってくれるという世の中ではなく

ちゃっていますので、そういうリーダーづくりを含めて、町はこれから消防団員の確保に一生懸命努力していただきたい。我々も地域においては、いかにして消防団員を確保していくのか、そのためにいろいろ集まりなどで地域の理解を深めるように努力をしていきたいと思っていますので、この辺について、これからも町を挙げての取り組みを期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月4日から9月11日までの8日間は休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす9月4日から9月11日までの8日間は休会にすることと決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

第 3 号

平成26年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成26年9月9日(火)午後3時開議

日程第1 議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての訂正の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	高原 孝一郎 君	総務課長	柳沼 英夫 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田 賢司	主 幹	岡部 フミ子
-------------	-------	-----	--------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日、9月9日は休会の日ですが、会議規則第18条の規定により鏡石町町長から事件の訂正の請求があったため、特に会議を開きます。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、本日の議事運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） こんにちは。

昨日、議会運営委員会を開催いたしまして、議事日程第3号として議事が決定しておりますので、ご報告を申し上げます。

第13回鏡石町議会定例会、議事日程（第3号）、平成26年9月9日火曜日、午後3時開議、日程番号、件名の順でご報告申し上げます。

〔以下、「議事日程（第3号）」により報告する。〕

---

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、議会運営委員長の報告のとおり、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎議案第274号の訂正の件について

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての訂正の件についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました追加日程第1、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての訂正の件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの訂正につきましては、議案第274号にてご提案申し上げました鏡石町放課後児

童クラブ条例の制定について、一部条文に訂正が必要となったためご提案申し上げます。

第3条、対象児童についての規定中、第3号について「その児童の世帯の構成員全てが町税等の未納がない世帯の児童」と規定していましたが、町税等の未納がある世帯の児童が放課後児童クラブの利用申請に当たり、対象児童としないとする児童福祉法の規定がないことから、本来条例で定めるべきものではなかったため、「その他町長が認める児童」と訂正するものであります。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての訂正の件についての件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての訂正の件についての件を許可することに決定いたしました。

なお、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての件は、産業厚生常任委員会付託案件となっておりますので、よろしく願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

第 4 号

## 平成26年第13回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

平成26年9月12日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について  
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 日程第 3 議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について
- 日程第 7 議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 8 議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第11 議案第281号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第282号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第283号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補  
正予算(第1号)
- 日程第14 議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第15 議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第16 請願・陳情について  
総務文教常任委員長報告
- 日程第17 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第18 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

追加日程第19 意見書案第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

---

## 出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

## 欠席議員(なし)

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育 長	高原 孝一郎 君	総務課長	柳沼 英夫 君
参事兼 税務町民課長	木賊 正男 君	健康福祉課長	小貫 秀明 君
産業課長	小貫 正信 君	参事兼 都市建設課長	圓谷 信行 君
参事兼 上下水道課長	高原 芳昭 君	教育課長	関根 邦夫 君
会計管理者 兼 室長	長谷川 静男 君	農業委員会 農事事務局 局長	車田 光男 君
原子力災害 対策室長心得	菊地 勝弘 君	教育委員会 委員	塩田 重男 君
選挙管理 委員会委員	渡邊 俊廣 君		

---

## 事務局職員出席者

議会議務局長	吉田 賢司	主 幹	岡部 フミ子
--------	-------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎決算審査特別委員長報告（認定第4号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔決算審査特別委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（決算審査特別委員長 長田守弘君） おはようございます。

決算審査の報告を申し上げます。

平成26年9月12日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成25年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、長田守弘。

平成25年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成26年9月2日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に申し上げます。

平成26年9月8日（月曜日）、午前9時55分開会、午後4時19分閉会。出席者、委員全員。議会会議室。

平成26年9月9日（火曜日）、午前10時開会、午後0時5分閉会。委員全員。議会会議室。

平成26年9月10日（水曜日）、午前9時55分開会、午後3時36分閉会。委員全員。議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第4号 平成25年度鏡石町一般会計歳入歳出決算。平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町土地取得事業特別会

計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算。平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成25年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりであります。平成25年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成25年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎産業厚生常任委員長報告（議案第269号～議案第274号につい

#### て）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第3、議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第4、議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、日程第5、議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第6、議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について、日程第7、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての6件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第269号から議案第274号までの6件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） おはようございます。

平成26年9月12日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

議案審査報告書。

本委員会は、平成26年9月2日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、議会規則第72条の規定により報告をいたします。

記。

開催月日、平成26年9月5日。開議時刻、午前10時。平成26年9月9日。閉会時刻、午後3時15分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、健康福祉課、小貫課長、橋本主幹兼副課長、吉田副課長。

付託件名。議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について。議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について。

審査結果。議案第269号は、可決すべきものと決した。議案第270号は、可決すべきものと決した。議案第271号は、可決すべきものと決した。議案第272号は、可決すべきものと決した。議案第273号は、可決すべきものと決した。議案第274号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第269号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第270号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第271号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第272号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第273号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと

決した。議案第274号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論採決に入ります。

初めに、議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本案に対する産業厚生常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定についての討論採決を行います。

す。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について、本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について、本案に対する産業厚生常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に

つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金の処理並びに財政調整基金への積み立て及び成田地区ほ場整備内舗装工事経費、鳥見山公園テニスコート人工芝張替工事経費、第一小学校校庭遊具更新工事経費、公共土木施設災害復旧工事経費などが主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,541万2,000円とするものでございます。

第2表につきましては継続費補正、第3表が地方債の補正でございます。

75ページをお願いいたします。

75ページが第2表として継続費の補正で変更であります。

事業名が災害公営住宅建設事業で総額について補正増額をするものでございます。

76ページをお願いいたします。

76ページが第3表、地方債補正につきましては、1、追加といたしまして、農道整備事業費に係る限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

2の変更といたしましては、町道整備事業費ほか、2事業に係る限度額をそれぞれ増額するものでございます。

次に、80ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの補正予算について質問をさせていただきます、1番議員の円谷ですが、8款土木費の3項都市計画費、4目の公園費ですね。説明では公園管理業務委託、委託料500万円の増になっていますけれども、改正前の額が3,775万円ですから、かなり大幅な補正であるかと思いますが、どんなことを、この500万円を使って行うのかを説明いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1番議員の質問にお答えいたしたいと思います。

公園費の関係でございまして、500万円の中身というふうになりますが、公園については鋭意、管理費について努力をしているところでございます。今回の500万円につきましては、鳥見山公園を初めとしまして、不時沼公園、釈迦堂川、それからグリーンロード、あやめ園の管理をいたしておりますが、今回の主な補正の内容につきましては、釈迦堂川沿いの桜の伐採が大分伸びてきて、車道のほうに枝を張っているところでございます。それで、車道にかかる枝を剪定、枝打ちするというふうなことですね。それから、グリーンロードの図書館の通りにありますポプラの剪定、これも一式やりたいということで、全部含めまして500万円の増額というふうなことになります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

1番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 10款教育費ですね。ページ数でいえば106ページの社会教育費、5項ですね。6目の歴史民俗資料館費として94万5,000円の補正となっています。これは成田幼稚園の跡を改良して、民俗資料館をつくるという事業を進めていると思うんですが、この民俗資料館はいつ頃オープンをめどに取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館のオープン時期でございますが、今、鋭意努力しておりまして、27年3月末をめどに整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま上程されました107ページですけれども、この公民館費の施設改修工事89万の、どういうふうな改修工事をするのかと、5項の図書館費40万5,000円、環境整備委託料の中身、具体的によろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、公民館の改修関係でございますが、現在、外壁の工事をしておりますが、当

初よりもクラック等が多くてですね、それらの変更をするための造目の関係でございます。

それと、図書館費の環境整備でございますが、ここ数年、樹木の剪定等をしておりませんでしたので、樹木の剪定に、環境整備費としまして40万5,000円を計上したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第279号及び議案第280号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第10、議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）並びに議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案書113ページをお願いいたします。

議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成25年度会計の決算に伴う繰越金及び国が進めております社会保障税番号制度導入に係りますシステム構築のための国庫補助金の交付に対応しての補正であり、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,150万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,237万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、118ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 次に、議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

123ページでございます。

このたびの補正予算につきましては、前議案同様、平成25年度会計の決算に伴います繰越金及び国が進めております社会保障税番号制度導入に係りますシステム構築のための国庫補助金の交付に対応しての補正でございます。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,487万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては128ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、一括上程されました議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一括質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって、一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

はじめに、議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第281号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第281号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第281号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成25年度決算に伴います会計整理によるもの、及び社会保障税番号制度システム整備に係る介護保険システム改修費並びに成年後見制度の保佐人選任に係る費用のための補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,009万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,955万円とするものでございます。

詳細につきましては138ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上ご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第281号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第282号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第282号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

[産業課長 小貫正信君 登壇]

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました、議案第282号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの、補正予算につきましては、平成25年度会計の決算に伴い、繰越金を基金に積み立てを行うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万4,000円を増額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,330万9,000円とするものであります。  
詳細につきましては、150ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第282号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第283号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第283号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第283号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金の精算をするものでございまして、歳入歳出の予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億479万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書158ページによりまして、説明をいたします。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第283号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第284号及び議案第285号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、161ページをお開きいただきたいと思います。

議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

このたびの補正につきましては、25年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,465万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,045万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、166ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、169ページをお開きいただきたいと思います。

議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、25年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,662万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、174ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上一括上程されました2議案、議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましてご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一括質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第284号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第285号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） 審査の結果をご報告申し上げます。

平成26年9月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成26年9月2日付託された陳情審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成26年9月5日。

開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時57分。

出席者、議員全員。

開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、柳沼課長、根本総括主幹兼副課長、吉田主幹兼副課長。

付託件名。陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第20号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課、総務課の意見、説明を求め審査をした結果、陳情第20号については全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第17、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました、所管事務調査の実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時15分

開議 午前11時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎追加日程の報告

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第19として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第19として議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、意見書案第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 平成26年9月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、同じく賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境政策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや、償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

このような現状に鑑み、本議会は政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記。

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体が

より復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財源に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。

5、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8、行革指標に基づく地方交付税への算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月12日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣特命担当大臣（経済財政政策担当）各大臣様。

以上報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり、挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

第13回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。

また、訂正、提案に対しましても、準則、適切なるお答えを賜りまして厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応をいたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、気温の変化が大きい季節でありますので、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第13回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年9月12日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 仲 沼 義 春

署 名 議 員 木 原 秀 男

参 考 资 料

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	4
認定第 4号 平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	4
報告第 57号 平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
議案第267号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	5
議案第268号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6
議案第269号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	6
議案第270号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	7
議案第271号 鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について	7
議案第272号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	8
議案第273号 鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について	8
議案第274号 鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について	9
議案第275号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について	9
議案第276号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について	10
議案第277号 平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
議案第278号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)	12
議案第279号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	18
議案第280号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	20
議案第281号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	22
議案第282号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	24

議案第283号	平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号) .....	26
議案第284号	平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) .....	28
議案第285号	平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) .....	30
請願・陳情文書付託表	.....	32

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
認定 第4号	平成25年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	26.9.12	承認
報告 第57号	平成25年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	26.9.2	報告まで
議案 第267号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	26.9.2	同意
議案 第268号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	26.9.2	同意
議案 第269号	鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第270号	鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第271号	鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第272号	鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第273号	鏡石町児童ふれあい交流館条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第274号	鏡石町放課後児童クラブ条例の制定について	26.9.12	可決
議案 第275号	鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について	26.9.2	可決
議案 第276号	鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について	26.9.2	可決
議案 第277号	平成25年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26.9.2	可決
議案 第278号	平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）	26.9.12	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第279号	平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	26.9.12	可決
議案 第280号	平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	26.9.12	可決
議案 第281号	平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	26.9.12	可決
議案 第282号	平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第1号)	26.9.12	可決
議案 第283号	平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	26.9.12	可決
議案 第284号	平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	26.9.12	可決
議案 第285号	平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	26.9.12	可決
意見書案 第20号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	26.9.12	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第20号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採 択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第20号	地方財政の充実・強化を 求める意見書提出の陳情 について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会須賀川地区 連合 議長 鈴木 重一	総務文教 常任委員会	採 択